

# 行政ほかいとう '84.9



祝辞を述べる北海道知事代理

第25回総会特集号

北海道行政書士会

目 次

特 集

会員でない行政書士はいない .....	1
雪解けを迎えた車庫証明問題 .....	2
全道業務研修会の開催（車両制限令関係手続） .....	7
支部のうごき .....	9
事務局だより .....	10
会員のうごき .....	11
第25回定時総会 .....	12
・北海道知事メッセージ .....	12
・葛西会長あいさつ .....	13
・総会議事経過 .....	14



行政書士マークの使用について

お知らせ

従来、行政書士のマークは、行政書士バッジの図案をもとにデザインしたものを統一的に使用してきましたが、このたび、特許庁に登録してある『登録商標』をもとに新しいマークを策定しましたので、お知らせします。

ついては、今後、印刷物等には新しいマークを使用されるようお願いいたします。

(月刊日本行政 No.140号 転載)

会員でない行政書士はいない!!

— 非弁活動と行政書士の名称使用で送検 —

監 察 部

本年9月6日道新夕刊によると、弁護士法と行政書士法違反の疑いで書類送致したのは弁護士や行政書士の資格もないのに、「代理としてサラ金会社と交渉して負債額を減らしてやる」として4万円を受け取り、他にも7万1,500円を受け取る約束をしていた疑い。と報道されたので道民一般に行政書士であればこうした行為が許されるという誤解が生じます。そこで本会では、早速、道新本社を訪問していずれ判決が出て報道するには弁護士法違反と行政書士法違反を明確にして道民の誤解を解いてほしいと申し入れ、道新側も了解し、これからも気の付いた点は教えてほしいと極めて謙虚でした。

その後、地元紙の北都新聞によると非弁活動のほか、負債を計算する際に行政書士の名称を使っていたので、名寄署では西沢を弁護士法72条、行政書士法19条2項違反容疑で書類送致したと報道されたため、当方では書類送致の理由が判明しました。

この西沢清輝は元行政書士で本会の会員でもあったのですが、昭和54年退会、昨年9月末日までは行政書士の登録はそのままであったので行政書士の名称は使用できたわけです。（もちろん、非入会者ですから行政書士業務を行うと法19条1項違反になる。）しかし、今年の法改正で非入会登録者は全国一斉に登録抹消が行われ、本会では本人にその旨通知したが、法改正の内容は当時、道の広報“ほっかいどう”に掲載され各戸に配布されています。

したがって、現在においては登録即入会制になっているので会員でない行政書士はなく、行政書士でない会員はないので、本会の会員名簿に載っていない者が行政書士の名称を用いると法19条2項（行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない）違反になるので、お気付きのときは注意をするか、本会へ通報してください。

59.9.6 道新夕刊

「サラ金まげさせる」

無職男が口きき料

弁護士法違反で送検

【名寄】名寄署は六日前、上川管内下川町共栄町九五、無職西沢清輝(47)を弁護士法と行政書士法違反の疑いで旭川地検名寄支部に書類送致した。

同署の調べによると、西沢は一月下旬から八月末までの間に名寄市内と下川町内のサラ金の返済に困っていた主婦ら五人に「サラ金の借金が安くなる」と持ち掛け、弁護士や行政書士の資格もない西沢清輝(47)を弁護士法と行政書士法違反の疑いでサラ金会社と交渉して負債額を減らしてやる」と、二人から計四万円を受け取り、残り三人からは合わせて七万一千五百円を受け取る約束をしていた疑い。

—— 雪解けを迎えた  
車庫証明問題 ——

車庫証明対策特別委員会  
委員長 日向寺 正 幸

車庫証明制度は、昭和39年5月札幌市に昭和48年5月函館、小樽、室蘭、帯広、釧路の5市に、同年12月各町及び釧路村に適用され、当時本会では、車庫証明業務の推進を図った経過があります。

最近における車庫証明問題については、昭和52年の合意確認を契機として大きくクローズ・アップされ、今は亡き木川政蔵先生（当時の業務研修部長）が、中心になって鋭意受入態勢の整備ととりくみ、正に東奔西走して自販連との折衝を反復したが本道に限らず、全国的にも車庫証明を行政書士に渡すという成果をあげることができないまま今日まで推移してきたものです。

しかしながら、長期にわたり合意確認が進展をみないため警察庁、自治省、運輸省、通産省から自販連本部に対して法律違反行為の禁止を含めて、合意確認に基づく協議を日行連と行うようにと強力な勧奨があって、本春来車庫証明問題は両会の間において再び話し合いが持たれるようになったのですが、この話し合いは旧来からの一方通行ではなく、あくまでも行政書士への業務移譲を前提として双方が協議を繰り返す、その中ではあくまでも共存共栄を理念として車庫証明を進めることを確認し合い、自販連側としては正確に、早く、かつ安価であることを希望しています。こうした協議の結果をふまえて、去る9月26日両連合会長はこれからの取扱い方針とでもいべき内容について調印されたものが、別記のとおりです。

これについて、昭和52年の合意確認の当時と異なる主な点は次のとおりです。

すなわち、52年の合意確認では「ユーザーが作成しない場合には、セールスマン等がユーザー自身が行政書士に直接依頼するようにすすめる。」ということで、報酬額も5,000円ときめていましたが、今回は、セールスマン等が車庫証明申請書をユーザー自身が作成するようにすすめるが、ユーザーが作成しない場合には、セールスマン等が行政書士に申請書の作成を依頼をする。さらに、自動車販売会社は、行政書士に車庫証明申請書の作成を依頼するときには、申請書の作成に必要な書類等を提供するという項目が新たに追加されています。しかし、報酬額について金額を明示していないのは、全国的には5,000より高いものや安いものがあって、基準として一定額を決めたところで実益のない実態にあると考え、現地の協議に一任するという態度をとったものです。

多年とりくんできました車庫証明問題は、これから寒い冬に向うというこの頃になって、ようやく雪解けを迎えたということができると思います。

車庫証明対策特別委員会は、新しい事態に対処して委員の充実強化を図り、早急に委員会を招集して対策を樹立し、一日も早く行政書士に業務委譲が実現するよう道内各自販連等との折衝を展開し、この歴史的な変革期に悔いの残らないように全力をつくしたいと考えております。

1. 日本自動車販売協会連合会（以下自販連という）と日本行政書士会連合会（以下日行連という）は、行政書士法の遵守について周知徹底を図ることを確認すると共に、昭和52年10月6日に交わされた合意確認書を尊重し、誠意をもって車庫証明業務の推進を図るものとする。
2. 自販連と日行連は、各都道府県における本業務の取扱いに関し、別紙「車庫証明業務取扱いに関する基本要綱」をそれぞれの組織を通じて周知徹底を図るものとする。
3. 車庫証明業務取扱い開始時期は10月を目標とする。
4. 車庫証明業務取扱い上における種々の問題が発生した場合には、問題の性格に応じ中央並びに地方において協議することとする。

昭和59年9月26日

日本自動車販売協会連合会

会長 勝又 豊次郎



日本行政書士会連合会

会長 佐藤 義



## 車庫証明業務取扱いに関する基本要綱

1. 自販連支部と都道府県行政書士会（以下県行政書士会という）は、52年10月6日の自販連と日行連の間において交わされた合意確認書を尊重し、合意確認書の実行について友好裡に推進するものとする。  
自販連支部と県行政書士会は、それぞれ会員に対し車庫証明業務に係わる申請書の作成について、下記事項の周知徹底を図り、適切な指導、助言を行うものとする。
  - 1) セールスマン等は、ユーザーに対し車庫証明申請書はユーザー自身が記入作成するよう奨める。
  - 2) セールスマン等は、ユーザーが車庫証明申請書を作成しない場合は、行政書士に作成を依頼するものとする。
  - 3) 上記1)、2)項を確実に実行することにより、行政書士法違反を防止するものとする。
3. 自動車販売会社の協力  
自動車販売会社は、車庫証明申請書の作成を行政書士に依頼するときは、作成に必要な書類等を提供するものとする。
4. 業務の実施方法  
業務の実施に当たっては、下記のいずれかの方法を双方協議の上選択するものとする。
  - 1) 個別方式 2) 合同方式 3) 左記1)、2)の併用方式
5. 業務の実施に伴う付帯事項  
業務の実施に伴い発生する下記付帯事項については、地域事情により双方協議の上定めるものとする。

- 1) 必要な書類の受渡し方法 2) 報酬額（除法定費用）
  - 3) 報酬の支払方法 4) 本業務取扱行政書士名
6. 守秘義務  
行政書士は本業務の取扱いにより生じた自動車販売会社の企業秘密に類するものについて、十分に配慮し、他に洩らしてはならないものとする。
  7. 連絡調整  
自販連支部と県行政書士会は、本業務の取扱いについて問題が生じたときは、双方が協議し誠意をもって解決をはかるものとする。
  8. この基本要綱は各県における協議がまとまり次第発効するものとする。

以上

### 昭和59年度全道業務研究会の開催

- 日時 昭和59年9月18日(火) 10:00~17:00
- 場所 札幌市中央区北4条西7丁目  
北農健保会館3階会議室
- 主催 北海道行政書士会
- 出席者 全道各支部会員 67名  
札幌 28名、函館 3名、小樽 9名、空知 4名、旭川 1名  
宗谷 1名、網走 2名、室蘭 8名、苫小牧 6名、日高 2名  
十勝 1名、釧路 2名
- 研修科目 車両制限令に基づく特殊車両通行許可(認定)手続きについて
- 講師 北海道開発局建設部建設行政課  
路政第1係長 池田 勝 殿  
同 路政第1係事務官 高畑 由 洋 殿  
北海道開発局札幌開発建設部管理課  
特殊車両係長 山本 進 殿  
同 特殊車両主任 長谷 勝 美 殿
- 研修会の概要
  1. 開会のあいさつ 副会長 日向寺 正 幸
  2. 講師の紹介 業研部長 佐藤 兆 昭
  3. 研修内容
    - (1) 特殊車両通行許可制度について  
路政第1係 池田 係長  
特に車両制限令の制定と改定及び現行の車両制限令に係る通行制度の内容について(特殊車両の通行制度)
    - (2) 特殊車両通行許可申請手続きについての概要  
路政第1係 高畑 事務官
    - (3) 特殊車両通行許可申請書の作成要領について(作成実務)  
特殊車両係 山本 係長
    - (4) 許可の手順と許可限度重量等の計算方法及び許可限度算定要領について(車両の諸元についての説明書記載要領)  
特殊車両係 長谷 主任
  4. 閉会のことば 副会長 日向寺 正 幸

## 車庫証明「行政書士作成」で決着

年間四百億円といわれる車庫証明申請書の作成代行費用をめぐって、日本行政書士会連合会(佐藤義典会長)が「申請書を作成するのは車のディーラーではなく行政書士の仕事」と主張、自動車販売会社で頻りに社団法人・日本自動車販売協会連合会(勝又徳次郎会長)と七年間になわつてもめ続けた問題について、二十六日、申請書は行政書士が作成する方向

で決着がつき、両連合会は合意書に調印した。行政書士の業務取り扱いは、十月からこれを目標としている。

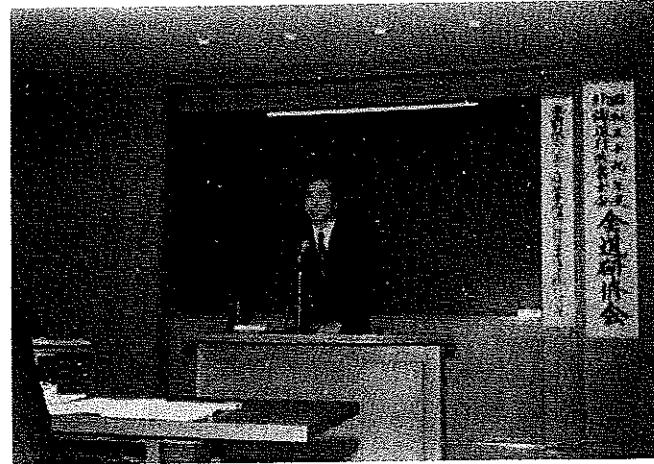
申請書は、行政書士法でユーザーが自ら作成しない場合、行政書士が作成する場合になり、違反した場合は二年以下の懲役または十万円以下の罰金と定められている。このため、日行連と自販連は五十二年十月、ユーザーが作成しない場

合、セールスマン等はユーザー自身が行政書士に直接依頼するようになった。なお、この場合、日行連も受け入れ態勢をとり、手数料を五千円と決めた。

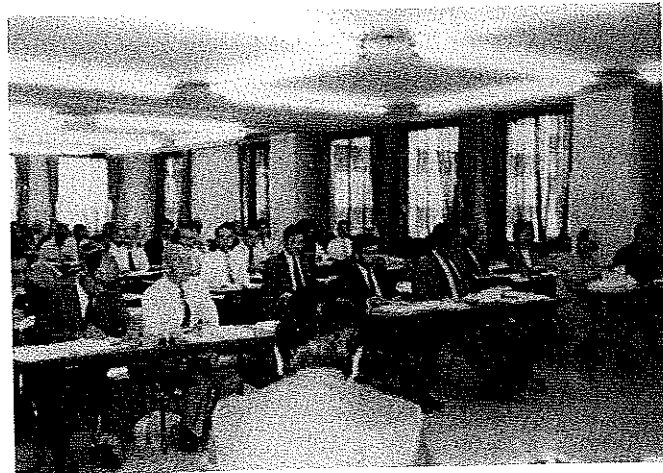
ところが、現在、行政書士が手続を行っていないのは栃木、秋田、神奈川県など一部の県に限られており、行政書士の間で「実態はほとんどユーザー自身が記入、行政書士法に違反している。補筆しては

ない」と不満の声がでている。両者の合意事項は、①セールスマン等は、ユーザーに対し車庫証明申請書はユーザー自身が記入作成するよう定める。②セールスマン等はユーザーが作成しない場合は、行政書士に作成を依頼する。③府県行政書士会が、会費に対して周知徹底を図り、指導、助言を行う、などとしている。

開会あいさつ (日向寺副会長)



会場風景



受講者代表謝辞 (進藤日高支部長)



## ＝支部のうごき＝

### 支部研修会開催状況

注( )は通知人員

支部	月日	場所	研修科目	講師	受講者数
札幌	8/4	教育文化会館	・公証人と遺言について ・ワードプロセッサの利用について	公証人 藤原 昇治 キャノン販売 戸沢 耕平	(575) 96
"	9/12	協栄生命ビル	・建設業許可申請 ・建設業法の改正	石狩支庁建設指導課 係長 高津 勝頼 主事 神保 誠一 支部理事 佐藤 良雄	(571) 142
函館	7/28	駅前拓銀ビル 五島軒	・建設業法の一部改正 ・雇用保険制度の改正 ・告訴、告発	支部所属会員 石田 宏二 副支部長 原 隆俊 本会理事 石村 賢太	(146) 30
小樽	7/17	小樽市 市民会館	・建設業法の一部改正と申請 手続き ・特殊車両通行許可申請手続 き	後志支庁建設指導課 係長 池田 幸司 小樽開発建設部 係長 富田 重幸(他1名)	(69) 27
"	9/22	余市町 ニッカー会議室	・自己破産について	本会副会長 日向寺正幸	(69) 20
空知	9/8	滝川 総合福祉センター	・建設業関係法令の一部改正 ・新入会員研修	支部長 新川 司	(110) 31
旭川	9/3	神楽福祉センター	・車庫証明業務 ・建設業関係法令の一部改正	旭川中央警察署交通課 規制係主任 柿崎 庄司 支部理事 佐藤 隆一	(138) 22
"	9/19	"	・自己破産申立業務	本会副会長 日向寺正幸	(183) 17
宗谷	7/13	稚内グランドホテル	・車庫証明業務の実務	副支部長 金谷真次郎	(14) 5
"	7/14	道北産経会館	・建設業関係法令の一部改正	" 越 政隆	(14) 5
"	9/20	枝幸町 生活改善センター	・報酬額の運用について ・年計報告について	支部長 川村 大陸	(14) 4
網走	7/28	網走まるせん会館	・倒産をめぐる法律問題	弁・護 士 中村 仁	(130) 31
室蘭	7/27	室蘭市 中小企業センター	・建設業関係法令の一部改正	支部理事 畠山 修	(56) 16
苫小牧	8/18 19	ホテル北陽 〔小樽・室蘭・日高 苫小牧合同研 修会〕	・司法書士業務と行政書士業 務 ・車庫証明業務と自動車登録 業務 ・簿記の基本原則と記帳要領	本会副会長 日向寺正幸 本会業務委員 渡辺 明 小樽支部監事 野坂 房市	(186) 38 小樽8 室蘭13 日高7 苫小牧10
釧路	8/2	厚生年金福祉会館	・建設業関係法令の一部改正	支部長 辰尾 征良 釧路支庁建設指導課 係長 室田 重男	(66) 22
"	"	"	・車庫証明実務	釧路車庫証明センター センター長 前田紀久男	(24) 19
根室	7/21	中標津公民館	・民法(契約)	支部長 山田 清一	(18) 7
"	9/20	山田行政事務所 会議室	・建設業関係法令の一部改正 ・貸金業関係法令	本会理事 角田 良一 本会業務研修部長 佐藤 兆昭	(18) 7

# 事務局だより

\*\*\*\*\*  
 \* 会員のうごき \*  
 \*\*\*\*\*

月日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
7 / 3	車庫証明問題自販連函館支部折衝	10:00~17:00	自販連函館支部
7 / 7	昭和59年度日胆地区対話集会	13:00~17:00	苫小牧市民会館
7 / 9	車庫証明対策打合せ	14:00~15:10	本会会議室
7 / 11	登録資格審査委員会	16:00~17:00	〃
7 / 16	綱紀問題打合	11:00~13:00	〃
7 / 17	手稲自動車免許センター問題告発事務打合せ	10:00~11:00	〃
7 / 19	車庫証明問題自販連室蘭支部折衝	14:00~16:40	自販連室蘭支部
7 / 19	支部指導者(建設業法改正)研修会	13:00~17:00	北農健保会館
7 / 21	第5回常任理事会	10:00~15:00	ホテルセンターパーク
7 / 24	第1回綱紀委員会	13:15~15:15	〃
7 / 31	第2回綱紀委員会	13:30~17:00	〃
8 / 7	登録資格審査委員会	16:00~17:00	本会会議室
8 / 8	第6回常任理事会	9:00~10:00	自治会館
8 / 8	第2回理事会	10:00~14:00	〃
8 / 8	役員・支部長合同会議	14:00~18:15	〃
8 / 9	第2回支部長会	10:00~15:00	〃
8 / 17	車庫証明問題自販連札幌支部折衝	11:00~12:00	自販連札幌支部
9 / 3	登録資格審査委員会	16:00~17:00	本会会議室
9 / 18	特殊車両通行許可申請に係る全道研修会	10:00~17:00	北農健保会館
9 / 21	正副会長会議	14:00~17:00	ホテルセンターパーク

## ～ 入 会 ～

支部名	会員番号	氏 名	入 会 年月日	登録資格
札幌(北区)	3,125	菅原 堅次	59.9.3	法2条6号
(西区)	3,119	橋本 廣	59.8.7	法2条5号
(〃)	3,124	橋本 稔	59.9.3	法2条5号
(その他)	3,117	西村 章	59.8.7	法2条6号
函 館	3,122	高橋 利雄	59.8.7	法2条6号
小 樽	3,127	西尾 博	59.9.3	法2条5号
旭 川	3,126	千田 昭一	59.9.3	法2条1号
網 走	3,120	西村 武文	59.8.7	法2条6号
苫小牧	3,118	溝口 滝治	59.8.7	法2条6号
十 勝	3,121	中野 恵	59.8.7	法2条6号
釧 路	3,123	兒玉 旦央	59.9.3	法2条1号
根 室	3,128	石井 初義	59.9.3	法2条1号

## ～ 退 会 ～

支部名	会 員 番号	氏 名	退 会 年月日	事由
札幌(中央区)	413	山入 利通	59.8.16	死亡
(〃)	2,862	氏家 幸雄	59.9.14	廃業
(〃)	2,907	野呂 昭二	59.9.17	〃
(白石区)	2,359	和田錦二郎	59.7.31	〃
(〃)	2,487	早坂 利雄	59.8.27	死亡
(豊平区)	876	山田正三郎	59.9.1	廃業
(西区)	2,331	新田 静馬	59.9.13	〃
(〃)	2,837	石倉 玲子	59.9.14	〃
(〃)	2,884	佐々木芳男	59.7.23	〃
(〃)	3,012	豊岡 正孝	59.8.23	〃
函 館	28	小仲 康雄	59.8.8	死亡
〃	1,951	石水太一郎	59.7.23	廃業
空 知	365	鈴木 力雄	59.7.20	死亡
網 走	1,880	尾形保之助	59.4.3	廃業
〃	2,137	片岡 昭一	59.7.20	〃
〃	2,453	佐藤 利夫	59.8.20	〃
〃	2,853	渡邊 寛治	59.9.11	〃
十 勝	2,823	嶺 平四郎	59.8.3	〃
釧 路	2,106	本間由紀子	59.8.8	〃
根 室	2,637	吉井 宜則	59.8.3	〃



# 第 25 回 定 時 総 会

と き 昭和59年5月27日(日) 10:00～17:00

ところ 札幌市中央区北4条西6丁目南向  
北海道自治会館



北海道知事 横路孝弘殿

## 北海道知事メッセージ

本日、第25回北海道行政書士会の定時総会が開催されるに当たり一言ごあいさつを申し上げます。皆様方におかれましては、日頃から道行政の円滑な推進に多大の御協力をいただいておりますことに対し、この機会をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。

顧みますと、北海道行政書士会は、昭和35年9月に設立されて以来、24年の歳月を経て、現在では、会員数1,500名余りを擁し、全国の行政書士会の中でも有数の規模を誇るまでに成長するとともに、常に指導的な役割を果たしていることは、自他ともに認めるところであります。この間の、先輩諸氏を始めとする皆様方の御労苦に対し深く敬意の念を表するとともに、今後の一層の御発展を祈念するものであります。

御承知のとおり、今日住民と行政とのかかわりが一層、広範なものとなり、あわせて官公署に提出する書類も複雑多岐にわたり書類作成に当たり高度の知識が要求されるものが増えております。

道民の生活上の権利や利益の保護だけでなく、行政の効率的な運営の確保は、もとより、私ども行政の任にあたるものとして、十分、心して対処していかなければならない課題であります。

こうした状況において、行政と住民とのかけ橋として行政書士の皆様が担われている役割は非常に大きなものがありますことは勿論のこと、行政書士の皆様方で組織する本会の役割もまた、時代の推移と共に益々その重要性を増しております。

御承知のとおり昨年12月10日に公布された「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律」において行政書士法の一部が改正され、行政書士の登録に関し都道府県知事が必要な事項を定める事務を廃止し、行政書士会の会則で定めることとされました。本改正は、本年10月1日から施行される予定となっており、ただいま道においては、行政書士法施行細則の改正に取り組んでおります。

本日の総会では、これにかかわる会則の一部変更が議題になると聞いておりますが、十分な御審議を尽くされ、今後の北海道行政書士会の新たな発展の礎となりますよう御祈念申し上げます。

最後に、本総会が実り多き成果を納められるとともに北海道行政書士会の益々の御発展と会員皆様の一層の御健康を心から祈念いたしましてあいさつと致します。

## 会長あいさつ

第25回定時総会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

ご来賓の皆さまには、本日は日曜日のところ、しかも、札幌ではライラック祭りということで何かと予定もおありではなかったかと存じますが、まげてご出席を賜りましたこと並びに常日頃、いろいろとご指導、ご鞭撻をいただいておりますことに対して厚くお礼を申し上げる次第でございます。

また、会員の皆さまには全道各地からご出席をいただきまして、本総会が盛大に開催できますことについて心から感謝している次第でございます。

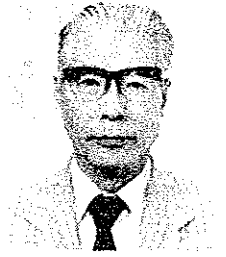
さて、昭和58年度においては、行政書士法の一部改正によって行政書士となる資格の引上げ、試験制度の改善等が行われ、行政書士の社会的地位が高められましたことは、ご同慶に耐えないところでございます。幸い、58年度の事業については、役員各位のご努力と支部長各位を初め会員皆さまの絶大なご協力によりまして、おおむね計画通り執行することができましたことにつきましてもお礼を申し上げます。

昭和59年度の事業計画並びに予算案につきましては、後ほどご審議をいただくわけでございますが、経常的な経費は極力切りつめをして事業費に振りむけ、業務の研修に励み、私どもの資質の向上によって道民の要望に十分対応できる行政書士の育成を期したいものと、こうした考え方のもとに計画を練り、予算の編成を致したつもりでございます。

なお、車庫証明の問題については、最近ようやく雪解けの感が見えてまいりましたので、後ほど詳しくご説明申し上げたいと考えております。

最後に、日本行政書士会館の建設資金につきましては、皆さまのご協力により、本会に割り当てられた目標額を達成することができ、6月に上棟式、9月に完成の運びになっておりますことをご報告申し上げ、この建設資金の調達にご協力をいただきました皆さまには心から感謝をし、厚くお礼を申し上げます。

本総会が皆さまのご協力によりましてスムーズに終わりますようお願い申し上げます、ごあいさつを終ります。ありがとうございました。



会長 葛西義雄



開会のあいさつ



## 物故者への黙とう

全員起立して黙とうを捧げご冥福をお祈りしました。

### 昭和58年度死亡会員

札幌支部	山本正一様	網走支部	島博様
"	荒谷松四郎様	"	石井市郎様
"	永井實様	"	中野善勝様
"	林覺守様	室蘭支部	橋本政種様
函館支部	島津光儀様	十勝支部	榎波弥一郎様
"	息才源七様	"	土屋博様
空知支部	石田富信様	根室支部	志田秀雄様
旭川支所	野地實様		

## 議長選出

次のとおり選出した。

議長 新川 司 (支部長会議長、空知支部長)  
副議長 後平 邦彰 (支部長会議副議長、札幌支部長)

## 議事録署名人の選出

次のとおり選出した。

札幌支部 中川 宏 熙  
小樽支部 大淵 博 之

## 議案審議

### 第1号議案 昭和58年度事業報告について

昭和58年度事業について、次のとおり報告し承認されました。

### 総務部所管事項

#### 1 対話集会の開催

対話集会を次のとおり開催し、支部会員と本会役員との対話をとおして相互の理解を深めた。

開催支部	開催日時	場 所	出席者	支部出席率
小樽支部	58年6月25日 13:20～16:00	北海道新聞社小樽支局 3F会議室	支部 22名 本会 5名	32.8%

#### 2 官公署との関係協調

業務の円滑な推進を図るため、道の行政書士制度主管課、道の農地制度主管課及び道の建設業法主管課と会合を持ち、関係課との関係協調を深めるよう努力した。

#### 3 法改正に伴う事務処理の整備

昭和58年法律第2号による行政書士法の一部を改正する法律の公布施行に伴い、会則の改正、行政書士資格区分の変更、未入会者の登録抹消事務等が発生したため、行政書士名簿の整備及び同抹消名簿の整備保存を図り、法改正に伴う諸般の事務処理に適正を期した。

### 経理部所管事項

#### 健全財政の確保

- (1) 登録即入会制への移行に伴い、入会者の減少を見込まれたが、予想に反して入会者が激増したため、入会金、登録手数料及び会費が増収する結果となった。
- (2) 一方、支出面では5パーセントを目標に節減につとめてきたので、収入面での増加とあいまって財政調整積立金のとりくずしによる繰入(490万円)は、その必要がなく決算することができた。
- (3) 滞納会費の回収に努力したが、行方不明者の所在をつかむことができず、滞納繰越分として予算に計上した額よりも若干不足する結果に終わった。  
なお、現年度会費を6カ月分以上滞納し、会則第69条の規定により、知事に対して業務の禁止処分を求めるものは発生しなかった。
- (4) 会費滞納者について調査等の協力を求めた支部に対しては、協力費を交付した。

### 企画部所管事項

#### 1 法令の研究、業務の改善等の企画立案

- (1) 業務に関する法令等の改正を会員に周知を図った。
  - ・戸籍手数料の改正……………会報5月号掲載
  - ・木造建築士制度と行政書士の業務範囲……………会報7月号掲載
  - ・自賠償保険の支払基準の改正……………"

- ・北海道道路管理規則の改正……………会報11月号掲載
- ・マンション法の改正・中高層共同住宅標準管理規約の紹介……………会報3月号掲載
- ・行革法案の成立に伴う改正法律のあらまし……………会報3月号掲載

(2) 行政書士業務の専門化と制度化の研究を行った。

行政書士業務は広範多岐にわたるので、行政書士にとっても、依頼者にとっても、業務の系統別に専門化を図ることが望ましいと考えて研究を行ったが成案を得るに至らなかった。

## 2 会報の発行

- (1) 会報を隔月に発行し、業務資料を主体に掲載した。
- (2) 各支部及び本会各部ごとに会報協力員を委嘱し、会報の充実につとめた。

## 3 報酬額の検討

- (1) 報酬改訂に伴い、公図の閲覧複写、公簿閲覧及び旅費日当に検討を加えて規程別表を改正し、全会員に通知した。
- (2) 報酬改訂により「報酬額の運用要領」の改訂を行い、また、貸金業者登録申請書の報酬額を追録として作成し、それぞれ全会員に配布した。

## 4 業務の啓発普及宣伝

- (1) 北海道新聞に広告を掲載した。

昭和58年9月23日 旭川版、釧路版に掲載  
昭和58年9月28日 本社版、函館版に掲載

- (2) ミニカレンダーを作成、あっせんした。

申込者数 65名(前年度 43名)  
あっせん枚数 15,100枚( " 7,700枚)

- (3) ポスター、チラシの作成

ア ポスターを作成して全会員に配布したほか、監察キャンペーン活動に利用した。

イ チラシを増刷りし、監察キャンペーン活動に利用した。

ウ 行政事務手続無料相談用ポスターを作成し、実施支部に配布した。

## 5 行政事務手続無料相談の促進

行政書士業務の周知を図るため、支部を核とした地域住民との相談事業の実施を促進し、開催支部に対しては助成金を交付した。

### (1) 助成金交付状況

支部名	区分	実施回数	助成金交付額
札幌	随時	3回	80,000円
函館	通年	49	120,000
小樽	随時	3	80,000
空知	"	1	50,000
宗谷	"	3	80,000
室蘭	"	1	50,000
十勝	"	3	80,000
釧路	"	3	80,000
計		66	620,000

昭和58年11月20日 室蘭支部の相談風景



(2) 実施状況

区分	実施支部	名 称	日 時 場 所	周知方法	相談員数	相 談 件 数
随時	札 幌	行政手続 無料相談	・ 58.10.22 (土) 12:00～16:00 ・ ニチイ薬岩店	財界さっぽろ10 月号 チラシ	支部長以下 4名	左官工事業の建設業許可 申請 借入に対する債務保証 2件
		同	・ 58.11.19 (土) 12:00～16:00 ・ ニチイ手稲店	チラシ	同 上	求人の方法 1件
		同	・ 59. 3.30 (金) 12:00～16:00 ・ ニチイ江別店	チラシ	業研部長以下 3名	不動産譲渡による税金、 相続手続 2件
		通年	函 館	くらしの 法律手続 (開設者函館市)	・ 毎週金曜13:00 から ・ 函館市役所市民 相談室	道新、市政だよ り
随時	小 樽	くらしの行政 無料相談	・ 58. 7.20 (水) 10:00～15:00 ・ 市役所市民相談 室	ポスター 回覧板 看板	支部長以下 6名	相続、遺言状作成と効果、 土地境界紛争等 8件
		同	・ 58.10.12 (水) 10:00～15:00 ・ 市役所市民相談 室	同	理事以下 3名	建設業許可、訪問販売営 業資金等 7件
		同	・ 59. 2.15 (水) 10:00～15:00 ・ 市役所市民相談 室	同	同 上 3名	店舗設置資金、相続、慰 謝料、借家空渡し請求等 6件
同	空 知	行政書士 無料相談	・ 58. 7.17 (日) 8:30～17:00 ・ 砂川市役所 ロビー	チラシ ポスター 立看板	支部長以下 8名	相 続 2 サ ラ 金 6 離 婚 3 土 地 紛 争 1 民 事 4 16件

区分	実施支部	名 称	日 時 場 所	周知方法	相談員数	相 談 件 数
随時	宗 谷	行政書士 無料相談	・ 58. 9.20 (火) 13:00～16:30 ・ 枝幸生活改善セ ンター	新 聞 ポスター 看 板	支部長以下 3名	年 金 4 車 庫 証 明 1 民 事 2 7件
			・ 58. 9.21 (水) 13:00～16:00 ・ 浜頓別町商工会	同	支部長以下 2名	年金関係 4件
			・ 58.10.12 (水) " 13 (木) 13:00～16:30 ・ 稚内信用金庫ロ ビー	同	支部長以下 2名	年 金 9 労 働 問 題 4 そ の 他 2 15件
同	室 蘭	行政事務手続 無料相談	・ 58.11.20 (日) 10:00～15:00 ・ 室蘭ファミリー デパート桐屋	新 聞 テレビ チラシ 室蘭市広報	支部長以下 13名	税金、養子縁組、離婚、 債務請求、建築、宅造等 25件
同	十 勝	第 5 回 行政事務手 続無料相談	・ 58. 9.14 (水) 10:00～16:00 ・ 更別村役場村民 ホール	新聞広告 チラシ	支部長以下 10名	運 輸 2 建 設 2 自 賠 責 保 険 4 労 務 6 民 事 4 そ の 他 9 27件
			・ 58. 9.14 (水) 10:00～16:00 ・ 陸別町教育委員 会ロビー	同		
			・ 58. 9.15 (木) 10:00～16:00 ・ ニチイ帯広ショッ ピングデパート	同		
同	釧 路	行政書士 一 日 サービスデー	・ 58.10. 1 (土) 10:00～16:00 ・ 弟子屈町社会老 人福祉センター	チ ラ シ 新 聞 弟子屈町広報	支部長以下 5名	金 銭 貸 借 1 土 地 貸 借 1 土 地 売 買 契 約 5 相 続 贈 与 2 そ の 他 4 13件
			・ 58.10. 1 (土) 10:00～16:00 ・ 阿寒町民 センター	チ ラ シ 新 聞 阿寒町広報	副支部長以下 5名	相 続 贈 与 1 不 動 産 権 利 関 係 2 営 業 設 立 権 1 合 資 公 司 1 組 親 族 紛 争 1 そ の 他 6 12件
			・ 58.11. 1 (火) 10:00～16:00 ・ 釧路市役所1 F ロビー	新聞広告 電光ニュース	支部長以下 6名	建 物 質 貸 借 2 保 証 債 務 3 土 地 売 買 契 約 1 金 銭 貸 借 1 相 続 贈 与 1 そ の 他 7 16件

## 業務研修部所管事項

### 1 専門部会の充実強化

専門部会は、次の構成員により業務の改善と業務資料の作成につとめた。

区 分	部 会 長	担 当 役 員 又 は 委 員	
運 輸 交 通 部 会	角 田 理 事	(一般業務)	(車庫証明)
		長谷川卓蔵委員	渡辺 明委員
		鎌田 節子委員	佐々木四郎委員
		葛西 彰委員	大淵 博之委員
		倉 盛委員	
建 設 労 務 経 理 部 会	原 理 事	中 尾 理 事	中川 宏熙委員
		本間 秋光委員	石田鉄次郎委員
		安藤 寿建委員	
民 事 農 地 風 俗 衛 生 部 会	平 賀 理 事	能 勢 理 事	小田桐 正委員
		巨理 敏夫委員	
		石村 賢太委員	

### 2 業務資料の作成

#### (1) 新規に作成配布したもの

- ア 公益法人の設立手続（主として宗教法人）…………… 9月22日配布  
会報別冊として発行
- イ 運 輸  
軽車両等運送事業経営開始届 }…………… ”  
自家用自動車貸渡許可申請 }
- ウ 貸金業登録業務…………… ”
- エ 貸金業の規制等に関する法令規則集…………… ”

#### (2) 既刊資料を増刷したもの

- ・車庫証明と自動車の登録（希望会員配布用として増刷）
- ・相 続 法（新入会員配布用として増刷）

#### (3) 会報に登載したもの

- ・建設業許可申請収入証紙の消印方法……………会報第 137 号掲載（昭和58年 7 月30日発行）
- ・貸金業が登録制に……………会報第 138 号掲載（昭和58年 9 月25日発行）
- ・通年雇用奨励金
- ・冬期雇用安定奨励金 }……………会報第 139 号掲載（昭和58年11月25日発行）
- ・冬期職業講習助成給付金
- ・行政書士が行う労務関係の業務について……………会報第 139 号掲載（昭和58年11月25日発行）
- ・業務誘致の方法について……………会報第 139 号掲載（昭和58年11月25日発行）
- ・貸金業者登録申請様式第 6 面の用語の説明……………会報第 139 号掲載（昭和58年11月25日発行）
- ・収入証紙の消印（貸金業者登録申請関係）……………会報第 139 号掲載（昭和58年11月25日発行）
- ・自己破産申立手続き……………会報第 140 号掲載（昭和59年 1 月 1 日発行）
- ・建設業許可申請事務等簡素化へ……………会報第 140 号掲載（昭和59年 1 月 1 日発行）
- ・経営事項審査項目及び基準改正点……………会報第 140 号掲載（昭和59年 1 月 1 日発行）
- ・建築士事務所の登録期間 3 年から 5 年に延長……………会報第 141 号掲載（昭和59年 3 月25日発行）

### 3 支部研修会の推進

支部研修会を次のとおり開催し、開催支部に助成金を交付した。

開催年月日	開催支部	研 修 科 目
58. 7. 22	札 幌	自動車登録手続業務
10. 20	"	民 法
10. 31	"	貸金業の登録手続
12. 10	"	建設業許可申請・決算報告書・指名願
59. 2. 25	"	1. 図面の書き方 2. 食品衛生
58. 6. 18	函 館	民 法(相 続)
6. 20	"	法律手続相談
7. 23	"	民 法(相 続)
11. 29	"	新入会員・農地法(伝達)
12. 9	"	貸金業法・登録手続
59. 3. 3	"	行政書士の確定申告・冬期雇用安定奨励金
58. 6. 25	小 樽	相 続 法(遺 言)
7. 17~18	"	記帳実務
8. 24	"	建設業許可申請及び決算報告
9. 13	"	法人設立・商法改正
59. 2. 19	"	貸金業登録
58. 7. 30	空 知	一般自動車運送軽免許申請全般
10. 2	"	会計記帳・決算事務
12. 10	"	株式・有限会社設立
59. 2. 26	"	自己破産申立手続
58. 7. 5	旭 川	風俗営業業務
7. 15	"	車庫証明・食品衛生関係業務・衛生関係業務
8. 20	"	建設業決算報告書
59. 2. 12	"	農地法関係取扱業務・貸金業登録申請取扱業務
58. 6. 12	留 萌	相続法・商法改正
7. 17	"	国民年金制度
9. 17	"	株式会社設立実務
10. 30	"	貸金業の規制に関する法律の施行と登録申請手続
59. 3. 31	"	報酬額の運用要領の運用
58. 7. 27	宗 谷	労務災害給付
8. 26	"	車 庫 証 明
10. 18	"	自賠償保険の適用概要と要点

開催年月日	開催支部	研 修 科 目
58. 11. 22	宗 谷	農地法等に関する業務
58. 8. 20~21	網 走	経理実務(簿記概論)
9. 24~25	"	経理実務(勘定科目・仕訳・会計実務)
10. 22~23	"	民法・経理実務
11. 1	"	貸金業登録申請手続
12. 3~4	"	農地・経理実務
58. 7. 16	室 蘭	相続法・商法改正
10. 22	"	新しい貸金業について
11. 12	"	建設業の決算報告書の書き方・手続事務
59. 1. 24	"	農地法伝達研修
2. 28	"	食品衛生業務
58. 9. 30	苫 小 牧	軽車両等運送事業経営・貸金業規制法の概要及び 事務取扱い
11. 4	"	貸金業者登録申請書作成事務処理
12. 5	"	建設業関係業務
59. 1. 26	"	相続・贈与・公証制度
59. 2. 19	日 高	貸金業登録制度
2. 26	"	農 地 法
3. 3	"	車庫証明業務
58. 10. 1	十 勝	相 続 法
10. 8	"	改正商法の要点
10. 15	"	行政書士のワードプロセッサの応用
10. 21	"	農地転用許可基準
10. 29	"	民事諸契約
11. 5	"	新時代の行政書士
11. 12	"	行政書士の法知識
58. 4. 26	釧 路	商法改正に伴う決算報告書の改正
5. 11	"	相続手続業務
7. 23	"	定款及び公正証書の作成
9. 26	"	ワードプロセッサの知識と利用実務
11. 14	"	貸金業者登録申請等の作成
59. 3. 15	"	農業生産法人

#### 4 新入会員研修用資料の作成

新入会員研修用資料を作成し新入会員に配布するとともに、各支部に配布した。

#### 5 特別研修会等の開催

##### (1) 建設業会計実務研修会

・講師

阿座上 洋吉 氏

・開催状況

58. 7. 8 帯広市民会館 受講者 29名

58. 7. 13 札幌市教育文化会館 受講者 56名

##### (2) 支部業務指導者研修会

・研修科目

農業生産法人・農地転用・農業振興地域制度

・講師

道農務部農地調整課担当係長

・開催状況

58.10.21 北農健保会館 出席者 15名

### 監察部所管事項

#### 職域の確保と非行政書士行為の排除

##### 1 監察強調月間の設定及び実施

監察強調月間は、9月から10月までに実施を予定したが、実施時期が遅れた支部もあり12月7日全支部の監察キャンペーン活動を終了した。この実施状況は別表のとおり。

##### 2 全道監察担当者会議の開催

監察強調月間終了後の実施結果をふまえ、全道監察担当者会議を開催し、実施結果の発表、意見交換等を行った。

・日時 昭和58年11月26日 13:00～17:00

・場所 自治会館

・出席者 本会監察担当役員及び支部監察担当者

#### 3 関係官公署、他士業並びに諸団体への啓発活動

(1) 他士業の業務侵食防止のため必要な申入れを行い、民主商工会とは、行政書士制度の理解を得るため会合をもった。

(2) 監察強調月間中、各支部においては関係官公署、諸団体を訪問し、行政書士制度の理解と非行政書士行為の発見又は防止を図るための活動を展開した。

#### 4 違反事案の処理等

##### (1) 本会において対応したもの

ア ○○商工事務センター協同組合の新聞広告

「役所の届出書類おまかせ下さい。」の新聞広告・監督行政庁に説明して注意を要請・監督行政庁から注意

イ ○○事務代行社の新聞広告

「官庁提出書類の作成」を新聞広告・即時電話で警告の上文書により注意・関係支部に動向注意を依頼

ウ 元会員某の行政書士名刺の使用

法改正により登録抹消・会員以外の行政書士は存在しない・行政書士の名称使用は法19条2項違反の注意文書を送達

エ 他士業者の看板の是正

他士業者業務案内看板の「建設業許可」の表示を文書で注意し抹消させ、今後、行政書士業務を依頼されても応じないように警告した。

##### (2) 支部において対応したもの

函館支部 ・商工会の建設業許可及び農地手続きに関し、法違反のないよう口頭注意  
・砂利採集組合の許可申請書作成行為に関し、法違反のないよう口頭注意

苫小牧支部 ・非会員の貨物自動車重量制限手続行為に関し、法違反のないよう口頭注意

(別表)

## 関係官公署、諸団体への啓発と折衝の支部活動状況

支部名	訪問年月日	訪問先	訪問者
札幌	58. 9. 20	石狩支庁、北海道土木部、札幌市役所市民局	鳥井本会理事、中川理事
	9. 26	豊平区役所	細貝副支部長、中川理事
	10. 6	西区役所、同農業委員会	阿部、安藤副支部長、中川理事
		白石区役所、同農業委員会、白石保健所、広島町役場、江別市役所、江別保健所	鳥井本会理事、五十嵐副支部長
	10. 7	石狩町役場、当別町役場、	鳥井本会理事、中川理事
	10. 14	恵庭市役所、恵庭農業委員会、千歳市役所、千歳農業委員会、千歳保健所	中川理事、千頭理事
	10. 26	南区役所、同農業委員会	後平支部長、佐々副支部長
	10. 31	北区役所、同農業委員会、東区役所、同農業委員会	本間理事、久保田理事
	11. 7	南・中央・西・北各警察署	後平支部長、倉理事
	11. 8	東・白石・豊平各警察署	
函館	58. 9. 27	北桧山町・瀬棚町・今金町各役場	原副支部長、長谷川・鈴木理事
	9. 28	長万部町・八雲町・砂原町・鹿部村各役場、八雲町・砂原町農業委員会、八雲商工会、八雲砂利採集組合	安保支部長、高谷副支部長、石村本会理事、菅原理事
小樽	58. 10. 17	島牧村・寿都町・神恵内村・泊村・岩内町・共和町・俱知安町各役場、島牧村・岩内町・共和村各商工会、後志支庁	松本支部長、北川本会理事、橋本理事、山岡事務局長
	10. 19	余市町・仁木町・赤井川村各役場、小樽市役所、小樽商工会議所、小樽商工会議所事務組合、小樽市漁業協同組合、北海道庶民金融業協会小樽支部、小樽公証人役場、小樽地区左官組合、小樽建築技能組合	松本支部長、北川本会理事、橋本理事
空知	58. 10. 13	岩見沢市役所、岩見沢市農業委員会、岩見沢警察署、空知支庁、岩見沢保健所、岩見沢商工会議所、三笠市農業委員会、三笠警察署、三笠商工会議所	新川支部長、雨池副支部長、高野監察委員

支部名	訪問年月日	訪問先	訪問者
空知	58. 10. 12	美唄市役所、美唄警察署、美唄商工会議所、奈井江町役場、砂川市役所、砂川警察署、滝川市役所、滝川警察署、道自販連滝川支部	新川支部長、大谷副支部長、豊島・大栗・計良支部監察委員
	10. 13	深川市農業委員会、深川・沼田警察署、妹背牛町・北竜町各役場	大谷副支部長、須田支部監察委員
	10. 15	月形町役場	大谷副支部長
	10. 17	芦別市役所、芦別警察署、芦別保健所、赤歌警察署、芦別市農業委員会	大谷副支部長、福田支部監察委員
	10. 18	栗山町役場、同農業委員会、栗沢町役場、同農業委員会、栗山警察署、由仁町役場、同農業委員会、長沼町役場、同農業委員会	新川支部長、松永支部監察委員、
	10. 24	夕張市役所、同農業委員会	新川支部長
旭川	58. 10. 4	旭川公共職業安定所、旭川労働基準監督署、旭川司法書士会、旭川商工会議所、旭川社会保険事務所、社会保険労務士会旭川支部、土地家屋調査士会旭川支部	西川支部長、上窪・山口・地徳各理事
	10. 11	旭川警察署、上川支庁、旭川保健所、旭川市役所、同農業委員会、旭川陸運事務所、税理士会旭川支部	染川本会理事、田井副支部長、佐藤理事、三井代議員、高橋分会代議員
	10. 14	美瑛町役場、同農業委員会、上富良野町役場、同農業委員会、中富良野町役場、同農業委員会、富良野市役所、同農業委員会、富良野警察署、富良野保健所	染川本会理事、永沼理事
		名寄市役所、同農業委員会、名寄警察署、名寄保健所、下川町役場、同農業委員会、美深町役場、同農業委員会、音威子府村役場、同農業委員会	西川支部長、古屋本会理事、高橋本会常任理事、新原会員
10. 20	士別市役所、同農業委員会、士別警察署、士別保健所、風連町役場、同農業委員会、剣淵町役場、同農業委員会、和寒町役場、同農業委員会	同上	
留萌	58. 11. 10	幌延町役場、同農業委員会、同農業協同組合	佐々木・脇淵会員
	11. 11	遠別町役場、同農業委員会、同農業協同組合	佐々木・脇淵・村上会員
		天塩町役場、同農業委員会、同農業協同組合	脇淵・村上会員
11. 15	初山別村役場、同農業委員会、留萌市役所、同農業委員会、留萌支庁	捻金支部長、五十嵐・成田会員、橋本本会常任理事	



支部名	訪問年月日	訪問先	訪問者
留 萌	58.11.16	羽幌町役場、同農業委員会、苫前町役場、同農業委員会	五十嵐・鍵谷・成田会員
	12.6	小平町役場、同農業委員会、同商工会	橋本本会常任理事、高田会員
	12.7	増毛町役場、同農業委員会、同農業協同組合、同商工会	捻金支部長、高田会員
宗 谷	58.9.12	稚内市役所	川村支部長、越監察員
	9.13	宗谷支庁	
	9.14	稚内社会保険事務所、稚内労働基準監督署、稚内職業安定所	
	9.16	枝幸町役場、浜頓別町役場、同農業委員会	川村支部長、金谷副支部長、中里理事
	9.20	中頓別町役場、同農業委員会	金谷副支部長、中里理事、吉田会員
網 走	58.9.27	網走市農業委員会	橋監察委員
	9.28	女満別町・東藻琴村・小清水町各役場、斜里・美幌地区委員事務所	川上副支部長、橋監察委員
	9.29	常呂町役場	橋監察委員、池田地区委員長
	10.6	網走市役所、網走支庁、網走保健所、網走警察署	青沼理事、橋監察委員、小川会員
		北見市役所、端野町・訓子府町・留辺蘂町・置戸町各役場、北見警察署、遠軽町・上湧別町・生田原町、丸瀬布町・白滝村・湧別町各役場、遠軽保健所	
		紋別市役所、紋別・興部警察署、紋別保健所、興部町・雄武町・滝上町・西興部町各役場	
	室 蘭	58.10.26	大滝村・杜警町各役場・大滝村・杜警町各農業委員会
10.27		洞爺村・虻田町・豊浦町各役場、豊浦町農業委員会、同商工会	同上 斉藤理事（豊浦のみ）
10.28		室蘭市役所、胆振支庁、室蘭警察署、室蘭市消防署、室蘭保健所、北海道庶民金融業協会室蘭支部	三戸部副支部長、沢里監察部長、高橋監察委員
10.31		登別市役所、同農業委員会、室蘭土木現業所、同開発建設部	沢里監察部長、高橋監察委員、猪股理事
11.4		伊達市役所、同農業委員会、同商工会議所、伊達警察署	江良支部長、菅原副支部長、沢里監察部長、

支部名	訪問年月日	訪問先	訪問者
			高橋監察委員
苦 小 牧	58.10.18	鶴川町・穂別町役場、鶴川町・穂別町農業委員会、鶴川町・穂別町農業協同組合、鶴川・穂別警察官派出所、法務局鶴川出張所	酒井副支部長、富田理事
	10.19	厚真町・追分町・早来町各役場、厚真町役場支所、厚真町・追分町・早来町各農業委員会、厚真・追分・早来各警察官派出所、厚真町・追分町・早来町各商工会、追分地区労働組合	河合支部長、富田理事
	10.24	白老町役場、同萩野出張所、同虎杖浜出張所、白老町農業委員会、白老福祉事務所、白老地区労働組合協議会、白老農業協同組合、白老漁業協同組合、白老商工会、白老警察官派出所	酒井副支部長、山口・本間各理事
	10.25	苦小牧市役所、同農業委員会、苦小牧警察署、苦小牧労働基準監督署、苦小牧職業安定所、苦小牧保健所、胆振支庁苦小牧支所、苦小牧税務署、公証人役場、苦小牧商工会議所、苦小牧農業協同組合、同漁業協同組合、苦小牧社会保険事務所	河合支部長、富田理事、本田監事、今川・本間・玉木各理事
	58.10.19	門別町役場、同農業委員会、同商工会	金田支部長、伊東監察員
10.20 21	日高町役場、同農業委員会		
10.22	平取町役場、同農業委員会、同商工会		
10.24	三石町役場、同農業委員会		
10.26	新冠町役場、同農業委員会		
10.27	浦河町役場、同農業委員会、浦河保健所		
	10.30	様似町役場、同農業委員会、同商工会、静内町役場、同農業委員会	
十 勝	58.10.21	帯広市役所、音更町・土幌町・上土幌町・鹿追町各役場	堀口支部長、野際監察部長、山崎理事
	11.1	中札内村・更別村・忠類村各役場	野際監察部長、中島・山崎理事
	11.4	新得町・清水町・幕別町・池田町各役場、新得・池田警察署	野際監察部長、山崎理事
	11.7	大樹町・広尾町役場、広尾警察署、	野際監察部長、中島理事
	11.11	帯広市役所、帯広陸運事務所、帯広保健所、北海道商工連合会十勝支部	堀口支部長、野際監察部長、山崎理事

支部名	訪問年月日	訪問先	訪問者
十 勝	58.11.17	足寄町・陸別町役場	野際監察部長、荒監察部員
	11.25	豊頃町・浦幌町・本別町各役場、本別警察署、十勝支庁	堀口支部長、野際監察部長、山崎理事、荒監察部員
釧 路	58.8.23	阿寒町役場	池田会員
	9.21	浜中町役場	遠藤監事
	10.1	弟子屈町役場	辰尾支部長、細木本会監事、浜田理事、遠藤監事、堀田会員
	10.4	北海道庶民金融業協会釧路支部	辰尾支部長、前田副支部長
	11.1	釧路市役所	同上
	59.1.9,	釧路市東部漁業協同組合	辰尾支部長
	1.30	釧路支庁建設指導課	同上
根 室	58.9.10	根室支庁、根室市役所	山田支部長、富樫監察担当者
	9.24	根室漁業協同組合、根室警察署	
	10.1	中標津農業協同組合、中標津警察署	高田理事
	10.15	中標津町役場	山本理事



## 車庫証明対策特別委員会所管事項

### 1 委員会の構成

委員長	日向寺 正 幸	(本会業務研修担当副会長)
副委員長	佐々木 四 郎	(綱紀委員長)
同	佐 藤 兆 昭	(本会業務研修部長)
委員	渡 辺 明	(本会総務部長)
同	大 淵 博 之	(小樽センター長)
同	倉 盛	(札幌支部理事)

### 2 活動状況

#### (1) 重点地区の設定と活動の展開

予算規模及び委員の構成上、札幌、小樽地区を重点とする活動の展開を図る方針を定め、その効果が全道的に波及することを期待して各種の活動を進めた。

#### (2) 業務誘致活動

- 58.9.8 札幌トヨタ自動車KK 車両部長折衝
- 58.10.6 同上
- 58.10.7 札幌自販連 専務理事・常務理事折衝
- 58.11.15 札幌トヨタ自動車KK 車両部次長と面接
- 58.12.  $\left\{ \begin{array}{l} 5 \\ 7 \end{array} \right.$  ディーラー折衝
  - ・札幌日産KK白石支店、札幌日産モーターKKオートランド、トヨタオート南札幌KK山鼻事業所、カーショップグランプリ豊平支店、池田自動車工業KK、菅原自動車工業KK
- 59.2.  $\left\{ \begin{array}{l} 3 \\ 4 \end{array} \right.$  ディーラー折衝
  - ・KK白石安全自動車販売、札幌流通センター自動車整備組合、新北海道三菱自動車販売KK、松豊自動車販売KK、札幌トヨペット自動車販売月寒支店、札幌トヨペット自動車KK新車特販部、日産モーターズKK白石支店、札幌日産KK本社営業部
- 59.2.8 自販連会議で要望

3 ユーザー対策

道消費者協会に対して再度機関紙に車庫証明の掲載を依頼したが、協会では、同一内容のものを再度掲載することは困難であると説明された。

4 会員の意識喚起対策

会報9月号に、車庫証明は行政書士の業務として、身近かなものから車庫証明の手続きを行うよう意識を喚起した。

5 センターの業務取扱い状況

(1) 総括 58.12.31現在

区分	1,000件以上	100件以上	50件以上	10件以上	1件以上	0件	計
58年取扱件数 (57年取扱件数)	2,637 (2,896)	1,552 (1,435)	317 (0)	134 (198)	62 (57)	0 (0)	4,702 (4,586)
センター数 (57年件数)	2 (2)	5 (6)	4 (0)	6 (9)	19 (15)	18 (7)	54 (39)

(2) センター別状況 58.12.31現在

センター名	センター長名	処理件数	報酬単価	センター名	センター長名	処理件数	報酬単価				
札幌	倉盛	1,534 (1,639)	デラー 4,500	江差	浜口 治彦	1 (—)	4,500				
			内3社 3,500					八雲	餌取 優	1 (—)	4,000
			その他 4,000								
千歳	吉田 正史	(—)	(—)	余市	青木庄次郎	4 (5)	5,000 (4,000~5,000)				
江別	星 享克	(—)	(—)	岩内	浅水 秀勝	(—)	(—)				
函館	元井 時雄	(5)	(3,000)	俱知安	小林 忠 (中尾 道信)	11 (7)	5,000 (5,000)				
松前	中森 勉	3 (3)	4,000 (4,500)	寿都	武田 信一	72 (—)	4,300 (—)				
木古内	小館 稜一	(—)	(—)	岩見沢	新川 司	6 (5)	4,500 (5,000)				
森	崎野久四郎	(—)	(—)								

センター名	センター長名	処理件数	報酬単価	センター名	センター長名	処理件数	報酬単価
美唄	豊島昭二郎	2 (6)	4,000 (4,000)	遠軽	高尾 寿夫	3 (—)	8,800 (—)
栗山 (夕張を含む)	江良勝三郎	(—)	(—)	美幌	山本 哲士	2 (—)	5,000 (—)
砂川	大栗 武雄	5 (5)	5,000 (5,000)	室蘭	腰山 寛	182 (168)	5,000 (5,000)
滝川	計良 邦雄	41 (13)	4,000 (5,000)	伊達	菅原 繁治	8 (12)	4,000 (4,000)
深川	須田 和志	12 (16)	5,000 (5,000)	苫小牧	早坂三郎治	157 (141)	5,000 (5,000)
芦別	大栗 順次	(—)	(—)	様似	加藤 鉄二	2 (1)	5,000 (5,000)
旭川	染川賢一郎	316 (348)	1~3月 4,000 4~12月 4,500 (4,000)	静内	三上 紀一	3 (3)	5,000 (5,000)
名寄	江口 茂	1,103 (1,257)	4,000 (3,100)	新冠	伊東 幸治	3 (—)	6,000 (—)
士別	古屋 福治	57 (27)	3,500 (4,000)	門別	伊東 美典	(—)	(—)
美深	吉岡 信一	191 (181)	3,500 (3,100)	帯広	瀬尾 朝則	706 (447)	2,000 (テラー5件以上1,000円 その他3,500円)
斜里	加城 敬一	(—)	(—)	新得	吉岡 正	1 (—)	4,000 (—)
富良野	永沼 祐	5 (5)	7,000 (6,000)	本別	荒 一典	(—)	(—)
留萌	捻金 昭二	30 (22)	4,500 (4,500)	池田	丹野 一男	(—)	(—)
羽幌	五十嵐芳信	13 (15)	5,000 (4,500)	広尾	中島 清二	1 (—)	7,000 (—)
天塩	脇淵 稔	27 (27)	6,000 (5,000)	釧路	前田紀久男	3 (2)	5,000 (5,000)
枝幸南	金谷真治郎	90 (39)	4,100 (4,100)	厚岸	石黒 重吉	(—)	(—)
稚内	坂巻 次郎	(—)	(—)	弟子屈	浜田 勝昭	(—)	(—)
北見	大島 光春	(—)	(—)	根室	富樫 民雄	1 (—)	6,000 (—)
網走	川上 恭広	(3)	(7,000)	中標津	虻川 茂	(1)	(3,000)
紋別	吉川 俊宏	8 (27)	4,000 (4,000)				

(注) ( ) 書は昭和57年の実績及び単価を示す。

## 第2号議案 貸付金について

本会から日本行政書士政治連盟北海道支部に対し、昭和59年3月29日、次のとおり貸付したことについて追認を求め、承認されました。

### 記

- ・貸付金額 280万円
- ・返済期限 昭和61年3月31日
- ・貸付利息 年 5.5%
- ・連帯保証人

日本行政書士政治連盟北海道支部

顧問 葛西義雄  
 幹事 日向寺正幸  
 同 豊田春男  
 同 渡辺明  
 同 高橋武次  
 同 橋本雄一  
 同 佐藤兆昭  
 同 佐々木兄一

## 第3号議案 昭和58年度一般会計収支決算報告について

## 第4号議案 昭和58年度特別会計収支決算報告について

第3号議案、第4号議案は報告のとおり承認されました。

(決算報告書は別記1を参照してください。)

## 昭和58年度 決算報告書

### 昭和58年度 一般会計収支決算

款 項 目	節	当初予算額	修正予算額	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に対する増減	説 明
1. 会 費		66,770,000	1,628,000	68,398,000	76,072,280	71,672,680	36,000	4,463,700	3,174,680	
(1)現年度分	現年度会費	63,619,000	1,829,000	65,448,000	72,012,000	68,548,600	0	3,463,400	3,100,600	収納率 95.2% 68,548,600円
(2)滞納繰越分	滞納繰越会費	3,151,000	△ 201,000	2,950,000	4,060,280	3,023,980	36,000	1,000,300	73,980	収納率 75.1% 3,023,980円
2. 入 会 金		2,400,000	3,300,000	5,700,000	5,940,000	5,940,000	0	0	240,000	
(1)入 会 金	入 会 金	2,400,000	3,300,000	5,700,000	5,940,000	5,940,000	0	0	240,000	198名×30,000円 5,940,000円
3. 手 数 料		800,000	0	800,000	985,000	985,000	0	0	185,000	
(1)登録手数料	登録手数料	800,000	0	800,000	985,000	985,000	0	0	185,000	88名×10,000円 980,000円 移転登録 1名 5,000円
4. 補 助 金		2,900,000	0	2,900,000	2,900,000	2,900,000	0	0	0	
(1)道 補 助 金	道 補 助 金	2,900,000	0	2,900,000	2,900,000	2,900,000	0	0	0	道研修事業補助金 2,900,000円
5. 繰 入 金		5,715,000	△ 4,928,000	787,000	787,500	787,500	0	0	500	
(1)基金繰入金	基金繰入金	5,715,000	△ 4,928,000	787,000	787,500	787,500	0	0	500	退職積立金繰入金 787,500円
6. 繰 越 金		5,046,000	0	5,046,000	5,046,557	5,046,557	0	0	557	
(1)前年度繰越金	前年度繰越金	5,046,000	0	5,046,000	5,046,557	5,046,557	0	0	557	前年度繰越金 5,046,557円
7. 雑 収 入		850,000	0	850,000	929,246	929,246	0	0	79,246	
(1)雑 収 入	雑 収 入	850,000	0	850,000	929,246	929,246	0	0	79,246	日行連協議会交付金 300,000円 日行連総会出席助成 170,000円 総 会 祝 儀 20,000円 預 金 利 子 133,897円 図書複製手数料 76,709円 共済年金手数料 16,263円 あてな印刷使用料 15,000円 通 話 料 8,045円 業務案内チラシ頒布収入 91,500円 物品売払収入 11,412円 政治連盟事務所賃貸料 60,000円 政治連盟送達費負担金 20,000円 政治連盟会報広告料 2,000円 そ の 他 4,420円
合 計		84,481,000	0	84,481,000	92,660,583	88,160,883	36,000	4,463,700	3,679,883	

支 出

款 項 目	節	当初予算額	補正予算額	流 充 用 額	予算現額	支出済額	予算現額に対する増減	説 明
1. 総務管理費		69,168,000	1,405,000	0	70,573,000	69,841,793	△ 731,207	
(1) 会議費	会議費	10,833,000	0	○需用費 印刷費へ △ 150,000	10,683,000	10,473,139	△ 209,861	総 会 2,715,493 円 理 事 会 1,770,640 円 常 任 理 事 会 1,100,480 円 役員・編制委員会合同会議 1,002,820 円 支 部 長 会 2,176,170 円 総 務 部 会 319,450 円 経 理 部 会 166,410 円 正・副会長会議 280,900 円 日 行 連 打 合 会 237,606 円 諸 会 議 667,760 円 カセットテープ 35,410 円
(2) 支部交付金	支部交付金	17,492,000	0	○需用費 雑費から 1,000	17,493,000	17,492,460	△ 540	支部運営一般交付金 17,492,000 円 送 金 料 460 円
(3) 負担金	連合会費	10,246,000	382,000	0	10,628,000	10,627,200	△ 800	連 合 会 会 費 会員1名月600円×1.423名 ×6ヵ月(4~9月) 5,122,800 円 会員1名月600円×1.529名 ×6ヵ月(10~3月) 5,504,400 円
(4) 雑務費		21,401,000	1,468,000	0	22,869,000	22,627,313	△ 241,687	
	監査費	600,000	△ 80,000	0	520,000	498,760	△ 21,240	監 査 費 430,360 円 立 会 旅 費 68,400 円
	給料手当	13,856,000	△ 256,000	0	13,600,000	13,518,305	△ 81,695	給 料 手 当 7,993,500 円 扶 養 手 当 235,500 円 通 勤 手 当 373,770 円 時 間 外 勤 務 手 当 937,842 円 期 末 手 当 2,615,400 円 燃 料 手 当 439,537 円 臨 時 職 員 賃 金 135,256 円 退 職 手 当 787,500 円
	福利厚生費	1,139,000	0	0	1,139,000	1,072,662	△ 66,338	法定福利厚生費 968,182 円 職 員 レ ク リ エ ー シ ョ ン 99,180 円 救 急 薬 品 代 2,800 円 社 会 保 険 協 会 費 2,500 円
	弔慰見舞金	350,000	0	0	350,000	310,000	△ 40,000	弔 慰 費 210,000 円 見 舞 金 100,000 円
	雑支出費	5,456,000	1,804,000	0	7,260,000	7,227,586	△ 32,414	特 別 会 計 繰 出 1,200,000 円 滞 納 整 理 対 策 費 62,990 円 対 話 集 会 開 催 経 費 169,268 円 地 方 協 議 会 経 費 199,708 円 法 政 正 関 連 事 務 費 1,133,520 円 日 行 連 担 当 者 会 議 251,920 円 日 行 連 貸 付 金 ( 会 館 建 設 資 金 ) 1,000,000 円 友 誼 団 体 貸 付 金 2,800,000 円 官 公 署 運 係 協 調 費 328,930 円 法 人 道 ・ 市 民 税 10,000 円 そ の 他 71,250 円
(5) 需用費		6,836,000	△ 185,000	149,000	6,800,000	6,610,591	△ 189,409	
	備品費	150,000	△ 85,000	0	65,000	63,600	△ 1,400	書 庫 22,000 円 ユ ニ ッ ト キ ャ ビ ン ে ー 10,500 円 会 議 机 13,600 円 事 務 用 椅 子 17,500 円
	消耗品費	720,000	△ 100,000	0	620,000	577,344	△ 42,656	コ ピ ー 用 紙 等 消 耗 品 385,975 円 あ て 名 カ ー ド ( 打 込 ) 26,720 円 発 送 資 材 21,600 円 事 務 用 消 耗 品 143,049 円
	印刷費	780,000	0	○会議費から 150,000 ○需用費 通信運搬費から 150,000	1,080,000	1,017,600	△ 62,400	議 案 印 刷 280,000 円 新 入 会 員 交 付 用 会 員 之 証 126,000 円 会 員 の う ぐ き 105,000 円 役 員 名 簿 24,000 円 登 録 ・ 入 会 関 係 52,500 円 経 理 関 係 136,000 円 封 筒 201,100 円 そ の 他 93,000 円
	通信運搬費	1,920,000	0	○需用費 印刷費へ△ 150,000	1,770,000	1,737,980	△ 32,020	切 手 ・ は が き 購 入 389,060 円 会 費 納 入 ・ 督 促 291,500 円 全 会 員 発 送 費 223,290 円 入 会 資 料 発 送 費 57,630 円 電 話 料 765,180 円 そ の 他 18,320 円
	光熱水費	548,000	0	0	548,000	513,705	△ 34,295	電 気 料 116,370 円 水 道 料 21,800 円 ガ ス 料 40,300 円 暖 房 料 335,235 円
	借上料	2,199,000	0	0	2,199,000	2,186,400	△ 12,600	事 務 所 借 上 料 月 170,400 円 × 8 ヵ 月 1,363,200 円 月 265,800 円 × 4 ヵ 月 823,200 円

款 項 目	節	当初予算額	補正予算額	流 充 用 額	予算現額	支出済額	予算現額に対する増減	説 明
	雑費	519,000	0	○支部交付金へ △ 1,000	518,000	513,962	△ 4,038	会 費 ・ 会 館 建 設 資 金 払 込 料 269,130 円 共 同 管 理 費 111,400 円 茶 代 36,336 円 新 聞 代 31,200 円 ハ イ ー ・ バ ス 代 7,290 円 そ の 他 58,606 円
(6) 旅費	旅費	1,850,000	△ 120,000	0	1,730,000	1,690,590	△ 39,410	日 行 連 総 会 672,700 円 全 国 会 長 会 議 40,000 円 支 部 行 事 98,890 円 決 裁 旅 費 224,000 円 官 公 署 団 体 連 絡 会 議 70,000 円 役 員 行 動 旅 費 585,010 円
(7) 渉外費	渉外費	510,000	△ 140,000	0	370,000	320,500	△ 49,500	支 部 行 事 祝 儀 50,000 円 各 士 業 団 体 祝 儀 30,000 円 送 金 別 典 80,000 円 香 煙 会 負 担 金 60,000 円 そ の 他 62,000 円
2. 企画費		5,434,000	△ 175,000	0	5,259,000	5,255,128	△ 3,874	
(1) 会報発行費	会報発行費	2,878,000	△ 151,000	0	2,727,000	2,725,196	△ 1,804	編 集 活 動 費 313,250 円 支 部 取 材 活 動 費 111,800 円 投 稿 謝 礼 36,000 円 賃 金 報 酬 16,000 円 会 報 印 刷 1,176,400 円 会 報 送 料 1,066,850 円 そ の 他 4,896 円
(2) 啓発指導費	啓発指導費	1,280,000	△ 47,000	○企画諸費へ △ 115,000	1,118,000	1,117,700	△ 300	ポ ス タ ー ・ し お り 印 刷 費 354,000 円 新 聞 広 告 141,000 円 行 政 事 務 手 続 無 料 相 談 助 成 ◎ 50,000 × 2 支 部 100,000 円 ◎ 80,000 × 5 支 部 400,000 円 週 年 実 施 1 支 部 120,000 円 そ の 他 2,700 円
(3) 企画諸費	企画諸費	1,276,000	23,000	○啓発指導費から 115,000	1,414,000	1,412,230	△ 1,770	部 会 275,860 円 報 酬 類 検 討 会 210,680 円 報 酬 類 表 ・ 運 用 要 領 印 刷 308,000 円 報 酬 類 表 ・ 運 用 要 領 送 料 396,720 円 部 活 動 費 61,200 円 図 書 費 159,770 円
3. 業務研修費		5,100,000	0	1,887	5,101,887	5,101,887	0	
(1) 研修会費	活動費	3,110,000	0	○副会活動費 活動費へ △ 192,903	2,917,097	2,917,097	0	支 部 研 修 会 助 成 1,879,400 円 講 師 旅 送 旅 費 56,420 円 全 道 研 修 会 開 催 費 390,512 円 建 設 業 会 計 研 修 会 443,610 円 新 入 会 員 研 修 用 テ キ ス ト 作 成 費 128,000 円 そ の 他 19,155 円
(2) 部会活動費	活動費	1,990,000	0	○研修会費 活動費から 192,903 ○予備費から 1,887	2,184,770	2,184,770	0	部 会 250,200 円 業 務 資 料 作 成 打 合 会 107,700 円 業 務 資 料 印 刷 費 954,750 円 業 務 資 料 送 料 436,940 円 中 央 研 修 出 席 271,680 円 部 活 動 費 145,400 円 そ の 他 18,100 円
4. 監査部費		1,400,000	0	0	1,400,000	1,262,005	△ 137,995	
(1) 監査部費	活動費	1,400,000	0	0	1,400,000	1,262,005	△ 137,995	部 会 255,970 円 全 道 監 査 担 当 者 会 議 587,265 円 監 査 活 動 対 策 経 費 272,810 円 印 刷 費 10,000 円 ポ ス タ ー 送 料 135,960 円
5. 委員会費		1,550,000	△ 480,000	0	1,070,000	976,210	△ 93,790	
(1) 登録資格審査委員会費	活動費	390,000	0	0	390,000	301,800	△ 88,200	委 員 会 開 催 費 301,800 円
(2) 編制委員会費	活動費	710,000	△ 480,000	0	230,000	228,760	△ 1,240	委 員 会 開 催 費 178,760 円 調 査 諸 費 50,000 円
(3) 車庫対策委員会費	活動費	450,000	0	0	450,000	446,650	△ 4,350	委 員 会 開 催 費 184,360 円 対 策 活 動 諸 費 250,890 円 そ の 他 10,400 円

# 財 産 目 録

昭和58年度末現在

科 目	節	当 初 予 算 額		流 充 用 額	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 現 額 対 する 増 減	説 明
		円	円					
6. 積立金		829,000	0	0	829,000	829,000	0	
(1) 積立金	積立金	829,000	0	0	829,000	829,000	0	退職積立金 829,000円
7. 予備費		1,000,000	△ 760,000	△ 1,887	248,133	0	△ 248,133	
(1) 予備費	予備費	1,000,000	△ 750,000	○業務研修費 部会活動費 活動費へ △ 1,887	248,133	0	△ 248,133	
合 計		84,481,000	0	0	84,481,000	83,268,001	△ 1,214,999	

収入支出差引残額 4,894,882円  
翌年度へ繰越 4,894,882円

## 昭和58年度 特別会計収支決算

### 収 入

科 目	予 算 現 額			確 定 額	収入済額	収入未済額	予 算 現 額 対 する 増 減	説 明
	当初予算額	修正予算額	計					
1. 物品頒布収入	4,300,000	553,000	4,853,000	5,091,580	5,091,580	0	238,580	現年度分物品頒布収入 滞納繰越分 24,400円
2. 一般会計繰入金	1,616,000	0	1,616,000	1,200,000	1,200,000	0	△ 416,000	一般会計繰入金 1,200,000円
3. 前年度繰越金	108,000	0	108,000	108,481	108,481	0	481	前年度繰越金 108,481円
4. 雑収入	60,000	30,000	90,000	56,869	56,869	0	△ 33,131	送料として受入れ 預金利息 52,300円 4,569円
合 計	6,084,000	583,000	6,667,000	6,458,930	6,458,930	0	△ 210,070	

### 支 出

科 目	予 算 現 額			計	支出済額	予 算 現 額 対 する 増 減	説 明
	当初予算額	修正予算額	予備費支出及び流用増減				
1. 仕入費	1,584,000	△ 47,000	印刷工料へ 発送費へ △ 241,250 △ 14,990	1,280,760	1,180,419	△ 100,341	建設業許可申請書その他仕入費 1,180,419円
2. 印刷工料	1,400,000	240,000	予備費から 仕入費から 458,950 241,250	2,340,200	2,340,200	0	パッチ外印刷・製造費 2,340,200円
3. 人件費	2,750,000	0		2,750,000	2,736,585	△ 13,415	給料 1,776,000円 期末手当 592,000円 通勤手当 70,560円 燃料手当 62,791円 時間外勤務手当 34,595円 法定福利厚生費 200,639円
4. 発送費	70,000	40,000	仕入費から 14,990	124,990	91,710	△ 33,280	通信費・頒布品送料 91,710円
5. 雑費	30,000	0		30,000	3,660	△ 26,340	仕入品送料 2,700円 事務用品代等 960円
6. 予備費	250,000	350,000	印刷工料へ △ 458,950	141,050	0	△ 141,050	
合 計	6,084,000	583,000		6,667,000	8,352,574	△ 314,426	

収入支出差引残額 104,356円  
翌年度へ繰越 104,356円

区 分	金 額	摘 要
1. 現 金	A 91,931円	
2. 預 金		A + B = 7,348,182円
(1) 積立金以外の分		一般会計剰余金 4,894,882円
銀行普通預金	6,057,760	特別会計剰余金 104,356円
銀行当座預金	179,006	預り金 2,348,944円
郵便振替貯金	1,019,485	計 7,348,182円
小 計	B 7,256,251	
(2) 積立金分		財務系積立金 12,073,698円
中期国債ファンド	4,542,031	職員退職積立金 3,671,098円
郵便定期貯金	2,834,000	計 15,744,796円
銀行定期預金	8,368,165	
小 計	15,744,796	
預 金 計	23,001,047	
3. 未 収 金		
(1) 58年度分会費	3,463,400	
(2) 57年度以前分 "	1,000,300	
小 計	4,463,700	一般会計分
(3) 幹旋物資代金	0	特別会計分
未 収 金 計	4,463,700	
4. 敷 金	1,420,000	札幌市中央区北1条西7丁目タキモビル棟に差入れ
5. 幹旋物資棚卸品	1,022,130	特別会計分
6. 什 器 備 品	1,172,250	原価償却後の残存価格
7. 電 話 加 入 権	44,191	
8. 貸 付 金	3,800,000	行政書士会館建設資金貸付金 1,000,000円 友誼団体貸付金 2,800,000円
資 産 合 計	35,015,249	
1. 未 払 金	0	
2. 預 り 金		
社会保険掛金	87,460	
雇用保険掛金	43,914	
源泉所得税	77,940	
住 民 税	239,720	
会館建設資金借入金	610,000	
59年度分会費	776,270	
入会金(59年度当初 入会者分)	428,000	
幹旋物資代金他預り金	85,640	
計	2,348,944	
3. そ の 他 負 債	0	
負 債 合 計	2,348,944	

## 積立金の状況

自昭和58年4月1日 至昭和59年3月31日

区分	財政調整積立金	退職積立金	計	摘要
期首積立金	11,515,533 <sup>円</sup>	3,514,785 <sup>円</sup>	15,030,318 <sup>円</sup>	
58年度中	積立額	0	829,000	829,000
	取らずし額	0	△ 787,500	△ 787,500 一般会計繰入金へ
	預金利息	558,165	114,813	672,978
期末積立金	12,073,698	3,671,098	15,744,796	

## 昭和58年度監査報告書

昭和58年度の収支会計の監査の結果、おおむね適正と認められるが、一部に予算執行上適正を欠くと認められる部分があった。

昭和59年5月9日

監事 細木 貞次 ⊕

監事 中野 幸一 ⊕

監事 坂下 尊 ⊕

## 昭和58年度監査報告

### 細木監事報告要旨

一般会務執行関係（総務・企画・業務研修各部の所管事項）について、次のとおり報告があった。

#### 1. 会議の運営と議決又は決定事項の確認について

会議は、質疑、討論、採決を経て決定するのが原則である。

議事録を見た限りでは、議長あるいは会議の主宰者又は一部の構成員の発言のみに終り、もちろん賛否の討論、要旨の集約、採決を経ないまま次の議題に移り、その発言がそのまま機関決定として処理されたと思われる事例がある。議長は、執行権に基づいて会議を指揮、運営する責務があり、出席者に議決の内容を確認させなければならないので、決定すべき内容を議長が集約をして採決に入るようにし、議事録署名者も責任をもって署名押印するように望みたい。

なお、議事録には反対意見・少数意見も記録するように勧告する。

#### 2. 会務処理の責任執行体制について

常任理事たる各部の部長及び担当理事は、会則上所管ごとに直接的な執行責任を有している。各役員の職務は会則に明文があるので、それぞれの職分を十分理解し、部長および担当理事を主力とした執行体制を強化するように勧告する。

#### 3. 行政書士事務所の表示方法について

「〇〇代行社」、「〇〇労務行政事務所」、「〇〇代行センター」、「〇〇総合事務所」等、

多種多様な行政書士の看板、表札が掲げられており、一見「ニセ行政書士」と疑うにじゅうぶんなものがある。ときには、公式文書にこの種のゴム印を使用している会員もいるが、これらは、わが行政書士にだけ見られる現象で司法書士などには、とうていみられない。

表札、看板、公式文書への表示はもちろんのこと、名刺、封筒の類にも正規の表示をするよう、いっそうの指導強化を望みたい。

#### 4. 兼業退会者の対応について

不況に原因していると思われるふしもあるが、他士業兼業者の退会が目立っている。

行政書士の職域保全のため適正な対応を要請しておきたい。

#### 5. 行政事務手続き無料相談について

この無料相談は、8支部が実施し、その中で毎年創意性のある計画で実施している宗谷支部、意識的に行政書士不在町村で開催した十勝支部、3市町同日開催し、相談員に町長、助役などの経歴を有する会員を充て住民の信頼を高める効果をあげた釧路支部などは、地域の実情に適應した活動として高く評価される。しかし、一方では実施方法に再検討を要すると思われるもの、あるいは「代書業無料相談」のチラシを配布した例もあった。

- それぞれの活動に相應する財政援助を検討する時期にきていることを指摘する。
- 支部長会などで経験交流、情報交換の機会を作ることを要請する。
- 会員数100人以上の旭川支部及び網走支部でも、近い将来この事業をとりあげられるように望む。



## 6. 啓発普及活動について

いわゆる「無料相談」も、行政書士業務の啓発普及のための重要な活動であることはいうまでもないが、その際、ポスター、チラシなどを効率的に活用し、また、あわせて監察活動の一環として有機的に連携することを考えてほしい。

業務の宣伝資材としては、ミニカレンダーがある。このカレンダー付名刺は、個人の名で公然とコマーシャル活動をするだけでなく、行政書士業務の啓発普及にも大きな効果があるので「一石二鳥」どころか、「一石三鳥」にも「一石四鳥」にもなることを認識し、本会役員、綱紀委員、支部長はもちろん広く会員が有効に活用することを望みたい。

ちなみに、札幌支部阿部達哉会員の3,000枚、空知支部大栗武雄会員の1,000枚、函館支部安保幸雄支部長、同支部原隆俊支部長（本会理事）の各500枚などが大口利用者であった。

## 7. 年計報告について

年計報告は、会員の業務の実態を具体的に把握し、会の諸施策を立案策定するための重要な資料となることは言うまでもないが、その年度内提出率は60パーセントで、前年度よりはやや向上したとはいえ決して評価されるようなものではない。

未提出者の氏名を支部に通知するとか、あるいは会報に掲載するなど、有効適切な方法により、早急に提出率を高めるよう望みたい。

## 8. 新入会員の研修について

本年度の新入会員の研修は、テキストを支部に送り、研修の実施は支部に一任しているが、本来、本会が直接行政書士として必要な研修を実施する義務があるものと思うので、やむを得ず支部に委託して研修会を実施する場合であっても、研修内容、講師の選定等については、本会が責任をもち、財政措置につ

いても、一般の支部研修会とは別な特別の措置を講ずるべきである。59年度以降の検討課題の一つとして指摘しておきたい。

## 9. 支部業務指導者研修会について

この研修会の実施後は、伝達研修を確実に実施しているのか、未開催の理由は何か、参加者の意見又は感想はどうであったのかなどの追跡調査を完了してこそ、はじめてこの研修会の成果と欠陥を明らかにすることができる。

昭和59年度中に、58年度における伝達研修の集約と分析を完結するように勧告する。さらに、この研修会への参加者は、任意に参加するものではなく、伝達講師としての責務があるので、正当旅費を支給するよう併せて勧告する。

## 10. 必修研修テキストについて

全会員必修を目標とした系統的研修計画による適切なテキストの作成、採用を提案する。職能は異なるが北海道宅地建物取引主任者が実施している不動産基礎講座のテキストは自主製作のものであり、講師の大部分も内部で教育しているが、テキスト及び講座の内容ともに、われわれの研修用としても十分に役立つものである。

もって「他山の石」として、同会に引けを取らない研修制度の確立を勧告しておきたい。

なお、最近一部に研修事業宿少論あるいは不用論があるやに側聞するが、研修事業は、行政書士会が行政書士法第15条第2項の目的を達成するための重要な事業であって、道費補助金を得るための手数でないことは当然であり、軽薄な論議には厳しく糾弾するとともに、強く反省を求めたい。

## おわりに

最後に特に2点をつけ加えておきたい。

第一に、理事機関内部あるいは支部長会における発言の中には、時間をかけて論議を深

める価値があり、会員の利益につながると思われるものがある。ここでその全部を紹介する余裕はないが、染川賢一郎理事から昭和58年8月企画部長に提出された報酬額の運用についての意見、また、昭和58年度第1回車庫証明対策特別委員会における大淵博之委員の発言などはこのケースである。

第二に、監事の職務執行に対して、近時一部に「回答拒否」などの非協力、干渉又は制限等の傾向が見られるが、監事は、会員に代って職務を執行する「監視機能」であるから、今後もあらゆる干渉・妨害を排除し、いっそう公平厳正に徹して監査を執行することを表明して全会員の理解を求め次第である。

## 坂下監事報告要旨

一般会務執行関係（監察部所管事項、支部運営）について、次のとおり報告があった。

会則第75条第2項の規定により、総会に監事が報告すべき事項は決算書と財産目録に限られているので、監事から会務の執行状況について詳しい報告をしなければならないなら会則を変更してほしい。

なお、私の所管する監察部及び支部運営に関しては、監査の都度、私の意見を会長以下相当の役員に伝え、採用すべきは採用してそれぞれ対応してもらっているため、この総会場で報告するような特別の事項はない。

## 中野監事報告要旨

予算執行についての監査結果につき、次のとおり報告があった。

昭和58年度収支会計の監査の結果はおおむね適正に執行されていると認めるが、一部に極めて適正を欠いた部分があり、これを指摘しなければならないことは誠に遺憾である。

すなわち、本会では、日行連に対して法改正負担金を2回にわたって支出している経過がある。これは、日政連北海道支部の滞納会費を安易な方法で整理解消するための方策であると判断したので、その是正を勧告し、いったんは日行連から本会に全額返還を受けたが、返還を受けた金員は即日貸付金として、日政連道支部に貸付したことが問題である。

行政書士会と日政連は確かに一身体でなければならない性質を有しており、活動面では正にそのとおりであるといえる。しかし、一面では、あくまでも別個の団体であるが故に両者の混交を許さない厳しい戒律が存在するはずである。

したがって、この貸付金については団体間の戒律に反し行政書士会の目的を逸脱した支出であると指摘せざるを得ないのである。

しかし、この貸付金は、昭和59年5月24日全額回収されて、昭和59年度の総会直前には正をみたのは、不幸中の幸であるが、今後はいったん異常事態を再現することがないように執行部に対して厳重に注意するのである。



監査報告中の細木監事

## 第5号議案 北海道行政書士会会則の一部改正について

本会会則の一部を次のとおり改正したいので、会則第18条第2号の規定により議決を求めます。  
なお、併せて、解釈に変更を生じない字句等の修正は認める旨の議決を求めます。  
別記2のとおり提案し、万場一致可決されました。

### 会 則 の 改 正 理 由

#### 1 第7条関係（会員証再交付の要件）

会員証の再交付の規定に「会員証記載事項に変更があったとき」を加え、条文を整理する。

#### 2 第6章、行政書士の登録関係（行革法の公布に伴う改正）

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）により行政書士法の一部が、次のように改正され本年10月1日施行されるので、これに対応して会則の規定を整備する。

（昭和59年10月1日施行）

- ・ 現在、行政書士の登録事項は、住所、氏名、生年月日、事務所の所在地が法定登録事項であり、「その他の登録事項」は「都道府県知事が定める」ことになっているが、今回の法改正によって「その他の登録事項」は、「行政書士会の会則で定める」ことに改められ、本年10月1日から施行されることになった。（法第6条第1項関係）
- ・ 現在、登録申請・登録抹消・行政書士名簿等登録に関して必要な事項は都道府県規則で定めることになっているが、今回の法改正によってこれらは行政書士会の会則で定めることに改められ、本年10月1日から施行されることになった。（法第7条の2関係）

#### 3 第51条及び第65条関係（規程改正の特例の廃止）

現行会則では、規程の制定改廃は理事会の議決によるのが本則になっており、この特例として、行政書士の登録及び抹消（審査委員会を含む）、綱紀委員会に関する規程のみが総会の議決事項になっている。

しかしながら、今回の改正によって登録事務に関する重要な規定はすべて会則に網羅され、規程から大幅に条文の削除が発生し、規程中に残されるのは登録審査委員会の運営に関する規定が主体となる。また、綱紀委員会に関する規程についても、現に総会の議決を経なければならない程度の重要な規定は存在しないと認められるので、この際、規程改正の特例を廃止する。

#### 4 第85条関係（年計報告の提出時期と様式）

年計報告の提出期限である1月末日は、業務量の多い会員に無理があるのでこれを3月末日に改め、様式については規程中に定めることに改める。なお、様式については、再検討を加えて本年中に規程に定め、明年後の報告に間に合うようにする。

#### 5 別記第1（入会金）

入会金は、現在3万円であるが、全国的に5万円としている行政書士会が85%を占めていること、他土業の場合は登録手数料及び入会金を合算すると相当高額であること、本会は新入会員が早く業務に習熟するように研修会の開催、業務資料の配布を活発に行い多額の費用を投入していること等を勘案し、この際、入会金を5万円に改める。ただし、一挙に66%を超える引き上げは変化が著しく適正を欠くので、本年度7月1日から1万円、明年4月1日からさらに1万円を段階的に増額を図る。

#### 6 別記第2（会費）

会費は、現在月4,000円であるが、5,000円に改め、昭和60年4月1日から適用する。

本会の財政は、多年の努力によって近年ようやく1,200万円の財政調整積立金を蓄積したので資金繰りが円滑化し、1,800万円を超える支部交付金を年度当初から適時に交付するとともに、支部研修会助成金も停滞することなく交付されている。また、外注物資、印刷費等も即時払いのため経済的な取引きに役立ち、銀行融資等も全く受けないで会を運営しているので、1,000万円程度の資金蓄積は必要である。

59年度予算編成にあたっては、支出の削減に努力してみたが、収支の均衡を保つためには、これまでの活動水準を大巾に低下する結果となるため、これを断念し、財政調整積立金をとりくずして収支のバランスを合わせた。しかしながら、財政調整積立金の蓄積額は1,000万円を割ることとなり、本会の円滑な会務運営と財政の健全性を維持するためには、明年度以降における収入面の強化を図る必要があるので、やむを得ず昭和60年4月1日から会費増額を図ろうとするものである。

## (別記2) 北海道行政書士会会則の一部改正について

北海道行政書士会会則の一部を次のように改正する。

第7条第3項を次のように改める。

- 3 会員は、会員証を滅失又はき損したとき及び会員証記載事項に変更があったときは、その旨を届け出て会員証の再交付を受けることができる。

第6章を次のように改める。

### (登録事項)

第48条 法第6条第1項の規定に基づき本会が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 登録番号及び登録年月日
- (2) 行政書士の資格の種類（法第2条第1号の資格を有する者については、あわせて、行政書士試験の実施都道府県名、合格年度及び合格番号）

### (登録手数料)

第49条 行政書士の登録を受けようとする者は、登録手数料として10,000円を、移転の登録を受けようとする者は、登録移転手数料として5,000円を、本会に納めなければならない。

### (登録の申請)

第49条の2 法第6条第1項の規定により行政書士の登録を受けようとする者は、別表第3号の行政書士登録申請書に次に掲げる書類等を添えて本会に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票の写し
- (3) 行政書士となる資格を証する書面
- (4) 写真（6か月以内のもの）

2 登録を受けようとする者は、前条に定める登録手数料を本会に納めなければならない。

### (登録証の交付)

第49条の3 本会は、行政書士の登録（登録の移転を含む）を行ったときは、別表第3号の2の行政書士登録証を交付するものとする。

2 前項の登録証を亡失し、又はき損したときは、本会に登録証の再交付を申請することができる。

3 行政書士は、法第7条第1項若しくは第2項の規定により登録を抹消されたとき、法第6条の5の規定により登録の移転をしたとき、又は前項の規定により登録証の再交付を申請するときは、登録証を返納しなければならない。

### (変更登録の申請)

第49条の4 法第6条の4の規定により変更の登録を申請しようとする者は、別表第3号の3の行政書士変更登録申請書に次に掲げる書類を添えて本会に提出しなければならない。

- (1) 行政書士登録証（登録証記載事項に変更があった場合に限る。）
- (2) 変更を生じた登録事項を証明する書類

2 本会は、前項の申請があったときは、速やかに行政書士名簿に変更の登録を行い、行政書士登録証を書き換えて当該申請者に交付するものとする。

### (登録の移転の申請)

第50条 法第6条の5第1項の規定により登録の移転の申請をしようとする者は、別表第3号の4の行政書士登録移転申請書に次に掲げる書類等を添付して本会に提出しなければならない。

- (1) 現に登録を受けている行政書士会の行政書士名簿の謄本
- (2) 履歴書
- (3) 住民票の写し
- (4) 写真（6か月以内のもの）

2 登録の移転の申請をしようとする者は、第49条に定める登録移転手数料を納めなければならない。

### (移転登録の通知)

第50条の2 本会は、前条の規定による申請を受け、行政書士名簿に移転の登録をしたときは、別表第3号の5の行政書士登録の移転通知書により、当該行政書士が従前登録を受けていた行政書士会に通知するものとする。

### (行政書士名簿の謄本の申請及び交付)

第50条の3 本会において登録を受けている行政書士は、法第6条の5第1項の規定により他の行政書士会に対し登録の移転の申請をしようとする場合には、本会に対し、別表第3号の6の行政書士名簿謄本交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請があった場合、本会は、遅滞なく、当該行政書士の行政書士名簿の謄本を交付するものとする。

### (登録の抹消の通知)

第50条の4 本会は、法第7条第1項又は第2項の規定により行政書士の登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録を抹消された者又は行政書士法施行規則第12条第2項の規定により届出をした者に別表第3号の7による通知をするものとする。

(行政書士名簿)

第51条 本会は、別表第4号による行政書士名簿を備える。

2 行政書士名簿は永久保存とする。

(行政書士登録資格審査委員会)

第52条 行政書士の登録及び登録の抹消に関し必要な審査を行うため、本会に行政書士登録資格審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、5人の委員をもって組織する。

3 審査委員会の委員は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

4 審査委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 審査委員会の運営に関する事項は、規程で定める。

第65条中「綱紀委員会に関する規程は、総会で定める。」を「綱紀委員会に関する事項は規程で定める。」に改める。

第85条中「翌年1月末日までに、別表第6号による年計報告を提出しなければならない。」を「翌年3月末日までに、規程で定める様式により年計報告を提出しなければならない。」に改める。

別記第1中「30,000円」を「50,000円」に、別記第4中「4,000円」を「5,000円」にそれぞれ改める。

別表第3号から別表第4号までを次のように改め、別表第6号を削除する。

別表第3号(会則第49条の2)

年 月 日

北海道行政書士会長 殿

氏 名

Ⓧ

行政書士登録申請書

行政書士法第6条第1項の規定により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

ふりがな		性 別	男 女
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	郵便番号	電話番号	
事務所所在地	郵便番号	電話番号	
資 格	行政書士試験合格	都 道 府 県	年度 合格番号 第 号
	その他の資格	行政書士法第2条第 号( )	
他士業の資格			
備 考			

登録番号                      年      第      号

行政書士登録証

氏      名  
生年月日

上記の者は、行政書士法の規定に基づき、      年      月      日行政書士名簿  
に登録された者であることを証する。

年      月      日

北海道行政書士会  
会 長                                      印

変更登録申請書

年      月      日

北海道行政書士会長 殿

所属支部                                      支      部

会員番号                                      第                      号

事務所所在地

氏      名                                      印

行政書士法第6条の4の規定により、下記のとおり変更登録を申請します。

変更の種別		変      更      事      項	変更年月日	変更理由
ふりがな 氏 名	新		年 月 日	
	旧			
住 所	新	郵便番号                                      電話番号	年 月 日	
	旧	郵便番号                                      電話番号		
事務所 の所在地	新	郵便番号                                      電話番号	年 月 日	
	旧	郵便番号                                      電話番号		

注 登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく提出すること。(2通)

年 月 日

北海道行政書士会長 殿

氏 名



行政書士登録移転申請書

行政書士法第6条の5の規定により行政書士の登録を移転したいので申請します。

ふりがな			性 別	男 女
氏 名			生年月日	年 月 日
住 所	郵便番号	電話番号		
事務所の所在地	郵便番号	電話番号		
従 前 の 事務所の所在地				
登録を受けている行政書士会の名称				
他士業の資格				

行政書士登録の移転通知書

年 月 日

行政書士会長 殿

北海道行政書士会

会長



行政書士法第6条の5第2項の規定により下記の者の登録を行ったので通知します。

ふりがな			生年月日	年 月 日
氏 名			生年月日	年 月 日
住 所				
事務所の所在地				
従前の事務所の所在地				
本会における登録年月日及び登録番号	年 月 日 第		号	

行政書士名簿謄本交付申請書

年 月 日

北海道行政書士会長 殿

事務所所在地及び電話番号

会員番号

氏 名



年 月 日生

私は、  
都府行政書士会に登録の移転を申請したいので、行政書士名簿の謄本の交付を受けたく、会則第50条の3の規定により申請します。

年 月 日

殿

北海道行政書士会

会長



行政書士登録抹消通知

行政書士法第7条第 項第 号の規定により、登録を抹消したので通知します。

登録年月日	年	月	日	登録番号	第	号
ふりがな						
氏 名						
住 所						
事 務 所 在 地						
抹消年月日	年	月	日			
抹消事由						



別表第4号(会則第51条)

行政書士名簿

写  
真

登録年月日	年 月 日	登録番号	年 号
ふりがな		性別	男 女
氏名		生年月日	年 月 日
住所	(〒 )	電話番号	
	(〒 )		
事務所所在地	(〒 )	電話番号	
	(〒 )		
資格の種類	法第2条第1号該当(行政書士試験合格 都道府県 年度 第 号)		
	法第2条第 号該当 昭和26年法律第4号附則第2項該当		
移転登録前の登録	登録していた行政書士会の名称	登録年月日	年 月 日
		登録番号	第 号
知事の業務停止・禁止処分	事由	処分年月日	年 月 日
入会年月日	年 月 日	会員番号	第 号
抹消年月日 抹消事由	年 月 日	事由 (・法第7条第1項第 号該当) (・法第7条第2項該当)	
他士業の資格			

附 則

1 この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる事項は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 別記第1の改正

昭和60年4月1日。ただし、「50,000円」を「40,000円」と読み替えて昭和59年7月1日から適用する。

(2) 別記第4の改正

昭和60年4月1日

(3) 第6章の改正

昭和59年10月1日

2 従前の規定により交付した行政書士登録証明書は、改正後の会則の規定による行政書士登録証とみなす。

## 第6号議案 昭和59年度事業計画について

次のとおり提案し原案可決されました。

### 昭和59年度事業計画（案）

#### 基本方針

- ・行政書士の地位の向上
- ・会員の和と団結
- ・健全財政の保持

#### 総務部

##### 1 対話集会の開催

本会役員と会員との対話集会を開催し、相互の理解を深める。

（日胆地区で開催する。）

##### 2 官公署との関係事業の開催

##### 3 弔慰金制度の検討

#### 経理部

##### 1 健全財政の確保

(1) 堅実な収入見積りと支出の抑制、長期的健全財政に配慮して予算を編成し、予算の適正な執行により健全財政の維持につとめる。

(2) 会費滞納額の回収につとめ、長期滞納者に対しては支払命令申立て等の措置をとる。

なお、本会の依頼に応じ、調査又は催告に協力した支部に対しては協力費を交付する。

##### 2 支部交付金の検討

支部交付金の適正化を図るため検討を行う。

#### 企画部

##### 1 法令の研究、業務の改善等の企画立案

業務に関する法令等の改正を研究して会員への周知を図る。

##### 2 会報の発行

会報を隔月に発行するほか、急を要するものは速報を随時発行する。

##### 3 業務の啓発宣伝

業務の啓発宣伝を行う。

##### 4 行政事務手続無料相談の開催促進

行政書士業務の周知を図るため、支部会員と地域住民との面接による相談事業を促進し、実施支部に対しては次により助成金を交付する。

#### 助成金

・随時 1支部5万円以内とする。ただし、1支部で3回以上開催の場合は8万円とする。

・通年 1支部12万円以内

#### 業務研修部

##### 1 専門部会の充実強化

次の3専門部会により、業務の改善進歩を図るための研究等を行う。

- 運輸交通部会 — 運輸事業、自賠責、車両登録、車庫証明など
- 建設労務経理部会 — 建設業、指名願、社会保険、雇用保険、労災保険、記帳代行、決算諸表、借入申込みなど
- 民事農地風俗衛生部会 — 相続、帰化、会社設立、法人設立、告訴(警察署)、農地法、河川法、宅造法、風俗許可、食品衛生許可、旅館業法など

## 2 業務資料の作成

業務資料を作成し、会報に掲載するほか、必要な業務資料を別に作成配布する。

## 3 支部業務研修会の推進

支部研修会は、各支部に予算の範囲内で次のとおり助成金を交付し推進を図る。

### 助成要領

- 講師謝礼
  - 部外者 10,000 円以内 (弁護士等は、倍額とすることができる。)
  - 部内者 8,000 円以内
- 会場費 6,000 円
- 受講者助成 600 円

## 4 本会主催業務研修会の開催

支部業務研修会の講師養成研修その他、必要な業務研修会を本会主催により開催する。

## 監察部

### ・職域の確保と非行政書士行為の排除

- 監察強調月間は、8月から9月までの間において各支部が設定する。
- 全道監察担当者会議の開催  
11月に、支部監察担当者と本会担当役員による全道監察担当者会議を開催する。
- 関係官公署、他士業並びに諸団体への啓発活動の展開  
士業間における業務分野の侵食防止を図る。監察強調月間中は、各支部が道の機関、市町村、同農業委員会、商工会等に対し、行政書士の業務に対する理解を深めるための活動を展開して非

行政書士行為の防止についての協力を要請する。この活動に必要な各種印刷物などは本会において作成し各支部へ送付する。

## 4 違反事案の処理

違反事案の処理は、本会と支部との連携を密にし、支部又は本会が注意、勧告、警告等の措置をとる。

## 車庫証明対策特別委員会

中央情勢に対応して車庫証明業務の推進を図る。

## 第7号議案 昭和59年度一般会計収支予算について

## 第8号議案 昭和59年度特別会計収支予算について

一般会計及び特別会計予算案は別記3のとおりであり、原案どおり可決されました。

(別記3)

## 昭和59年度 収支予算案

### 昭和59年度 一般会計収支予算

款 項 目	予 算 額			節	予 算 額	説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減			
1. 会 費	72,666	68,770	5,896			
(1) 現年度分	69,676	63,619	6,057	現年度会費	69,676	48,000円×1,528名×95%
(2) 滞納繰越分	2,990	3,151	△ 161	滞納繰越会費	2,990	4,463,700円×67%
2. 入 会 金	2,550	2,400	150			
(1) 入 会 金	2,550	2,400	150	入 会 金	2,550	入会金30,000円×25名+40,000円×45名 2,550,000円
3. 手 数 料	700	800	△ 100			
(1) 登録手数料	700	800	△ 100	登録手数料	700	登録手数料 10,000円×70名 700,000円
4. 補 助 金	2,600	2,900	△ 300			
(1) 道補助金	2,600	2,900	△ 300	道 補 助 金	2,600	道研修事業補助金 2,600,000円
5. 繰 入 金	5,815	5,715	100			
(1) 基金繰入金	5,815	5,715	100	基金繰入金	5,815	財政調整積立金から繰入 5,815,000円
6. 繰 越 金	4,894	5,046	△ 152			
(1) 前年度繰越金	4,894	5,046	△ 152	前年度繰越金	4,894	前年度繰越金 4,894,882円
7. 雑 収 入	750	850	△ 100			
(1) 雑 収 入	750	850	△ 100	雑 収 入	750	日行連交付金その他 760,000円
合 計	89,975	84,481	5,494			

支 出

款 項 目	予 算 額			節	予 算 額	説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減			
1. 総務管理費	74,213	69,168	5,045			
(1) 会議費	13,176	10,833	2,343	会議費	13,176	総 会 1回 3,300,000円 理 事 会 4回 3,072,000円 常 任 理 事 会 6回 1,338,000円 支 部 長 会 4回 3,350,000円 総 務 部 会 5回 444,000円 経 理 部 会 2回 182,000円 正・副会長会議 2回 220,000円 諸 会 議 770,000円 支 部 交 付 金 検 討 会 議 500,000円
(2) 支部交付金	18,013	17,492	521	支部交付金	18,013	支部運営一般交付金 18,013,000円 礼 儀 5,027円 網 走 1,622円 函 館 1,576 室 蘭 817 小 樽 979 苫 小 牧 724 空 知 1,434 日 高 402 旭 川 1,602 十 勝 1,517 留 萌 415 釧 路 1,033 宗 谷 420 根 室 445
(3) 負担金	11,200	10,246	954	連合会会費	11,200	連合会会費 月600円 11,200,000円
(4) 総務費	19,356	21,401	△ 2,045	監査費 給料手当 福利厚生費 弔慰見舞金 諸支出金	540 13,487 1,316 350 3,663	監 査 費 540,000円 職 員 給 (4人) 8,232,000円 扶 養 手 当 229,200円 通 勤 手 当 444,000円 時 間 外 勤 務 手 当 1,037,000円 期 末 手 当 2,744,000円 退 料 手 当 680,000円 臨 時 職 員 賃 金 120,000円 法 定 福 利 厚 生 費 1,196,000円 職 員 レ ク リ エ ー シ ョ ン 費 120,000円 規 程 に よ る 弔 慰 見 舞 金 350,000円 特 別 会 計 繰 出 2,150,000円 滞 納 整 理 対 策 費 250,000円 対 話 票 会 開 催 経 費 413,000円 冷 房 設 備 移 設 費 150,000円 官 公 署 連 係 協 調 費 400,000円 そ の 他 300,000円
(5) 需用費	9,400	6,836	2,564	備品費 消耗品費 印刷費 通信運搬費 光熱水費 借上料 雑費	120 880 2,080 2,620 610 2,470 620	備 品 費 120,000円 一 般 事 務 用 消 耗 品 費 780,000円 新 入 会 員 交 付 用 ゴ ム 印 100,000円 議 案 印 刷 300,000円 会 員 名 簿 800,000円 事 務 用 諸 用 紙 そ の 他 780,000円 会 則 ・ 規 程 集 加 除 200,000円 一 般 文 書 発 送 380,000円 全 会 員 あ て 各 種 発 送 費 1,000,000円 会 費 納 入 案 内 ・ 督 促 350,000円 電 話 料 840,000円 そ の 他 50,000円 電 気 料 144,000円 道 道 料 24,000円 ス 料 42,000円 暖 房 料 400,000円 事 務 所 借 上 料 206,800 × 12カ月 2,469,600円 会 費 払 込 料 310,000円 清 掃 料 132,000円 代 理 料 40,000円 新 聞 代 理 料 31,200円 ハ イ ヤ ー ・ バ ス 代 理 料 20,000円 そ の 他 86,000円 日 行 連 総 会 11名 1,558,000円 単 位 会 長 会 2回 176,000円 支 部 総 会 5支部 100,000円 そ の 他 724,000円
(6) 旅費	2,558	1,850	708	旅費	2,558	日 行 連 総 会 11名 1,558,000円 単 位 会 長 会 2回 176,000円 支 部 総 会 5支部 100,000円 そ の 他 724,000円

款 項 目	予 算 額			節	予 算 額	説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減			
(7) 渉外費	510	510	0	渉外費	510	他 会 諸 行 事 待 接 待 費 50,000円 米 銭 別 ・ 香 煙 費 160,000円 そ の 他 200,000円 100,000円
2. 企画費	5,100	5,434	△ 334			
(1) 会報発行費	2,900	2,878	22	会報発行費	2,900	編 集 活 動 費 424,000円 取 材 活 動 費 50,000円 投 稿 謝 礼 40,000円 賃 金 24,000円 報 印 刷 費 1,282,000円 送 報 印 刷 費 32,000円 会 報 送 料 944,000円 遠 報 送 料 124,000円
(2) 啓発指導費	1,100	1,280	△ 180	啓発指導費	1,100	啓 発 資 料 印 刷 費 310,000円 行 政 事 務 手 続 無 料 相 成 助 成 80,000円 × 5支部 400,000円 50,000円 × 3支部 150,000円 通 年 実 施 2支部 240,000円
(3) 企画諸費	1,100	1,276	△ 176	企画諸費	1,100	部 会 2回 268,000円 行 政 書 士 必 携 加 除 録 印 刷 配 布 費 増 刷 172,000円 増 刷 150,000円 部 活 動 費 350,000円 図 書 費 160,000円
3. 業務研修費	5,100	5,100	0			
(1) 研修会費	2,858	3,330	△ 472	活動費	2,858	支 部 研 修 会 助 成 2,080,000円 講 師 添 遣 旅 費 5回 90,000円 全 道 研 修 会 開 催 費 448,000円 研 修 事 業 諸 費 240,000円
(2) 部会活動費	2,242	1,770	472	活動費	2,242	部 会 2回 506,000円 専 門 部 会 160,000円 業 務 資 料 印 刷 費 640,000円 業 務 資 料 送 料 440,000円 中 央 研 修 会 出 席 旅 費 160,000円 部 活 動 費 336,000円
4. 監察部費	1,893	1,400	493			
(1) 監察部費	1,893	1,400	493	活動費	1,893	部 会 2回 492,000円 全 道 監 察 担 当 者 会 議 720,000円 監 察 活 動 諸 費 300,000円 印 刷 費 324,000円 全 国 監 察 担 当 者 協 議 会 57,000円
5. 委員会費	1,689	1,550	139			
(1) 登録資格審査委員会費	380	390	△ 10	活動費	380	委 員 会 費 380,000円
(2) 綱紀委員会費	789	710	79	活動費	789	委 員 会 費 789,000円
(3) 専庫対策委員会費	500	450	50	活動費	500	対 策 活 動 費 500,000円
6. 積立金	1,000	829	171			
(1) 積立金	1,000	829	171	積立金	1,000	退 職 積 立 金 1,000,000円
7. 予備費	1,000	1,000	0			
(1) 予備費	1,000	1,000	0	予備費	1,000	予 備 費 1,000,000円
合 計	89,976	84,481	5,494			

昭和59年度 特別会計収支予算

収 入

科 目	予 算 額			説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減	
1. 物品頒布収入	4,148 <sup>千円</sup>	4,300 <sup>千円</sup>	△ 152 <sup>千円</sup>	現年度収入 4,148,000円
2. 一般会計繰入金	2,150	1,616	534	一般会計繰入金 2,150,000円
3. 前年度繰越金	104	108	△ 4	前年度繰越金 104,356円
4. 雑収入	64	60	4	郵送料、預金利息その他 64,000円
合 計	6,466	6,084	382	

支 出

科 目	予 算 額			説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減	
1. 仕入費	1,502 <sup>千円</sup>	1,584 <sup>千円</sup>	△ 82 <sup>千円</sup>	各種物資仕入費 1,502,000円
2. 印刷工料	1,685	1,400	285	印刷工料 1,685,000円
3. 人件費	2,899	2,750	149	給料(1人) 1,848,000円 通勤手当 81,600円 時間外勤務手当 28,000円 期末手当 616,000円 燃料手当 85,000円 法定福利厚生費 240,000円
4. 発送費	100	70	30	発送料及び発送資材費 100,000円
5. 雑費	30	30	0	帳簿、転写物価格表、その他事務用品費 30,000円
6. 予備費	250	250	0	予備費 250,000円
合 計	6,466	6,084	382	

昭和59年度 支部運営一般交付金

支部名	1. 総会費	2. 役員会議費	3. 事務諸費	4. 監査活動費	5. 積立金	6. その他諸費	計	前年度対比 増 減
札幌	316 <sup>千円</sup>	553 <sup>千円</sup>	2,226 <sup>千円</sup>	160 <sup>千円</sup>	142 <sup>千円</sup>	1,630 <sup>千円</sup>	5,027 <sup>千円</sup>	198 <sup>千円</sup>
函館	146	271	331	200	58	570	1,576	29
小樽	125	227	199	140	58	230	979	8
空知	146	264	278	200	58	488	1,434	109
旭川	149	297	316	160	58	622	1,602	72
留萌	46	65	131	75	23	75	415	0
宗谷	58	76	141	60	23	63	420	4
磯谷	156	276	335	180	58	617	1,622	25
室蘭	117	207	200	60	46	187	817	11
苫小牧	102	143	194	60	46	179	724	24
日高	47	68	133	60	23	71	402	9
十勝	145	241	319	140	58	614	1,517	30
釧路	115	192	241	80	58	347	1,033	4
根室	56	87	153	45	23	81	445	△ 2
合 計	1,724	2,968	5,197	1,620	732	5,774	18,013	521

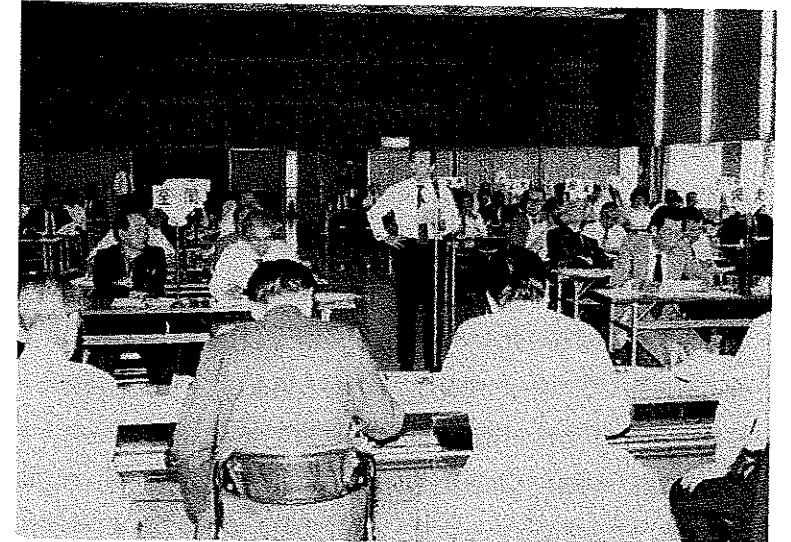
注1. この費目別金額は、支部における必要経費を別紙1の算定表により算出したが、所定の費目に不足が生ずることも考慮に入れ、「その他諸費」に予備費的な性格をもたせて積算してある。  
 2. この費目別金額は、支部の必要経費を算定するために適宜設定したものであるから、支部が予算を編成する場合において、この費目に拘束されるものではない。

第9号議案 綱紀委員会委員の選任について

会則第58条第2項の規定により綱紀委員会委員1名の補欠選任を行い、大滝 茂氏（札幌支部所属）が選任されました。

定時総会における主な発言と答弁の要旨

発言する代議員



答弁する執行部



## 定時総会における主な発言と答弁

### 第1号議案 昭和58年度事業報告関係

細貝代議員（札幌） 本会において直接活動した他士業、諸団体への業務侵食防止について、いつ、誰がどこへ行ったか、また、交通安全協会の問題について、どのように対応したかについて回答願います。

佐々木監察部長 本会の業務侵食防止活動の詳細は、後刻資料により示すことにする。

交通安全協会の件は、本会が調査したところでは、3年間に1,000円の会費をとり、同時に免許更新申請手続きを実施しているの、行政書士法違反ではないかという疑わしい面もあるが、疑わしいだけではどうにもならない。

同協会は、決して報酬を得ていませんと繰り返して弁明し、更新と入会と一緒に会費をとるので、そのような誤解をするのでしょうか、これが別々なら誤解を受けることはないはずだといっている。

これに類する自治省の解釈では、はっきりと違反でないという回答が出ているが、われわれは、会費1,000円の中に報酬を含んでいるという結論を出したいと頭を悩ましているところです。

豊田副会長 安全協会の問題は、いろいろ調査しているが、法違反という決定的なものが未だに得られないので、今後も問題点として引き続きやっていきたいと考えています。

中川代議員（札幌） 建設業許可申請書に事務所名（作成者）の記載欄を設けることと、何でも代社がチラシをまいているので、本会での対応を要望します。

### 第2号議案 貸付金関係

米倉代議員（十勝） 行政書士会と政治連盟の会員は、求める利益が同じであるということで混同されたと考える。両団体は、別個の組織であり、各団体の手続きに基づいて行なうべきであるのにこのような問題を行政書士会の機関で討議したことに疑問がある。今後は十分注意してやってほしい。

次に、中野監事の報告について会長はどのような考えをもち、また、今後はどのように対処するのか伺います。

葛西会長 私どもは、監事の指摘を謙虚に受けとめており、今後は政連と本会は完全分離して進めていきたい。また、組織の違いを十分認識しながら間違いのない運営を図る所存です。

永沼代議員（旭川） 間違いを起したことも、今後誤りのないようにすることもよく分ったが、責任の所在を伺います。

黒島副会長 政連支部長の立場で責任をもって借用したので、280万円を政連の責任で返すことが責

任をとることだと考えている。

責任のとり方は、政連会員である皆さんと相談をして明らかにして行きたいので、今しばらく時間を貸してください。

三井代議員（旭川） 監査報告の中に、一部の者に押し切られたという推測の言葉が入ったなかで「泣いて馬しよくを切る」と言われたように思うが、もう一度お聞きしたい。

黒島副会長 いろいろ討議をいただいております、一部の者に押し切られたという事実はなかったが、一部の者が強引に理事の皆さんに押し付けたという誤解を与えたとすれば、謙虚に反省して今後の運営に十分注意をしていきたい。

豊島代議員（空知） さきほど監事から詳細に報告があったことでもあり、少々申し上げにくいですが、結論からいうと、政連への貸し付けに私は賛成したい。

その理由は、政連には行政書士全員の加入が原則であるのに任意加入などと言っているのが、そもその誤りであると思う。私どもが、これまで業務の獲得に努力してきた車庫証明問題も好転してきていると聞かすが、相手方が強硬であるのは、相手方の政治力が強いからだといって過言ではない。これに対抗するには力であり、数であり、そのためには、行政書士全員が政連会員でなければならぬ。

政連活動による恩恵には行政書士全員が浴する結果になるので、強制加入にすべきであり、任意加入では負担公平の原則に反する。

これからも政治連盟のやることは沢山あり、自動車登録書士法の問題など、解決していかなければならない問題が山積している。

黒島副会長 政治連盟の会議と一緒にしたような感じで大変に恐縮ですが、監事指摘のように政連と書士会との関係を正しく理解し、ご発言のあったように全員が政連に加入する方向でお願いしますが、政連支部としても分会長のご協力をいただいて100パーセント加入を目指していくことが質問の趣旨に沿うと理解しており、担当役員の一員として頑張りますのでご了承ください。

前田代議員（釧路） 政連に貸し付けた280万円が回収されても、59年度分の政連会費の納入期がまたすぐくるのに、その場合にどうするのか、会長が立替えて返済した280万円を会長一人に背負ってしまうのではないかと。

黒島副会長 昭和59年度も、また同じことをするのはないかとご心配のあまりのご質問と思うが、政連の会費は政連加入者分の会費のみを原則に従って納めることにするので、再び書士会に借り入れをすることはないと断言し、59年度以降については、政連が書士会に対して絶対に迷惑をかけるようなことはしないと決意しているので、何分のご協力をお願いしたい。

辰尾支部長（釧路） 貸す側の協議はしているが、借りる方の正式協議がない。会長一人がその責任で返還していることに疑問があるので、その点を明確にしておくべきではないかと。

黒島副会長（日政連道支部長） 借りる立場の政連の協議がなかったのは事実です。後日、改めて政連の会合を開いて明らかにしたいが、政連のことは政連の組織の中で考えたいので了承願いたい。

辰尾支部長（釧路） 支部長会や理事会で協議をしてやったことだから、支部長と執行部で責任をもって解決し、行政書士会にも、政連にも迷惑をかけないと報告すればそれで終ると思うが、会長の回答をお願いする。

倉代議員（札幌） 政連活動の利益は享受するが、義務は履行したくないと思えてならない。行政書士全員が政連に加入すべきだ。監事の報告の中には個人攻撃が強すぎるように思う。監事が政連に加入していないなら考え直す必要がある。

（議長暫時休憩を宣す。）

細木監事 監査は厳正公平に実施し、監査報告も個人攻撃はしていない。なお、監事は全員政連に加入し、会費も完納している。

新川議長 第2号議案の貸付金については、いろいろ討議したが、この問題については、本総会で決定すべきことと、政連が決定すべきことが絡み合っているので、政治連盟が会長から借りた金については、一日も早く会長に返済することを勧告し、第2号議案の質疑は打ち切ります。

### 第3号議案 昭和58年度決算関係

佐々木代議員（札幌） 本会の経理は、公益法人経理要領によって複式簿記を採用すべきではないか。

日向寺副会長 検討してみたい。

古山代議員（函館） 監査報告を拝聴して、異様な感を受けたが、当会の古い歴史の中でもかかってない表現をしており、何か執行部と監事との間にコミュニケーションに欠ける点があるように思う。特に監事のご苦勞には感謝をし、中野監事の勇氣ある監査報告を高く評価する。

当支部は、いささかも協力を惜しむものではないので、今後ともご指導、ご支援をお願いする。

### 第5号議案 会則改正関係

中川代議員（札幌） 会則第53条第3項を改正して、綱紀委員は代議員を兼ねられるようにしてほしい。

渡辺総務部長 今後の課題として検討する。

### 第6～8号議案 昭和59年度事業計画及び昭和59年度予算関係

堀口支部長（十勝） 本会役員を選出方法は、各支部において予め適任者を推薦し、その推薦状を有する者の中から選考するように要望します。

堂前代議員（札幌） 行政書士は、単独資格ではなかなか食べられないと聞いているが、それをふまえて組織の中で業務誘致を考える必要があると考える。そこで、業務研修部の専門部は業務の勉強もするが、一歩進めて業務誘致の方策も研究する組織にしてはどうか。

佐藤業務研修部長 真剣に、前向きに検討したい。

豊島代議員（空知） 食協が風俗営業の申請書や図面の作成をしている事例がある。これは行政書士が積極的にこの業務をやっているならば、このようにはならなかったと思っている。

今回、風俗営業取締法が改正され、環境衛生協同組合に風俗営業に関する一部の事務を行なわせることになっている。

貸金業協会のように協会が指導的立場に立って、あらゆる業務を取り扱い、環境衛生協会なるものが食品衛生協会のようにならないように本会の対応を要望する。

佐々木監察部長 真剣に取り組みたい。

野際代議員（十勝） 行政書士の職域を守り、業務の改革を目的として監察活動の専従者をおくつもりはないか。また、行政書士個々がユーザーを対象として車庫証明のピーアール（業界紙、団体機関紙、チラシ、新聞広告など）をしても差し支えないか。これは既存の車庫証明センターとの関連もあると思うので、このことを含めて若干の解説を加えて回答してほしい。

豊田副会長 監察活動のために専従者をおくことは無理だが、将来に向けて検討したい。行政書士のピーアールについては、基本的には個人名で業務の宣伝をすることは自由です。ただ、車庫証明の業務はセンターとの関係があるので、特別委員会において検討のうえ、その指示にしたがってほしいものです。

本間代議員（札幌） 第1点は、監察部長に車庫証明と自動車登録業務を法人、ディーラー、整備工場で行っているのは法違反ではないか。

第2点目、車庫証明対策特別委員会の委員長は、中央情勢によって対処するとのことであるが、今後の取り組み方を伺いたい。

また、57年度における本道車庫証明の申請件数の総数との比率では、58年度中のセンターで取り扱った件数は、その0.8パーセントにすぎないが、こうした現状を認識しているか尋ねたい。

第3点は、会長に伺いますが、車庫証明は7年もかかっており、われわれが始めてからでも5年かかっている。われわれは一所懸命になったが、みんなつぶれて何10万円もフイになった責任を問いますよ。そこで聞きたいのは、ディーラーなどのやっていることが違反なら告発すればよいのに、どうして自販連に頭を下げて頼む必要があるのか伺いたい。

早坂代議員（札幌） 本会として車庫証明問題でどのような働きかけをしたか。次に車庫証明を警察署の窓口で修正する際に、ディーラーは三文判を使っているのに、行政書士が職印で直すのは駄目だといわれている。行政書士は代理権をもって仕事をしているのであるから、職印で出来るように思っている。これは一例だが、こうした実効性のある問題について折衝してほしい。

また、会長は知事と会って行政書士の事情を話し合ったことがあるか伺いたい。行政書士法の違反行為者をどうするのか。

佐々木監察部長 ディーラー、整備工場などで車庫証明業務を行っているのは行政書士法違反です。

葛西会長 自販連の本部では、先般運輸省、通産省、警察庁に呼ばれて合意確認後約7年になるようとしているのに、なぜ、合意確認のとおりやらないのかと強い指摘があったので、4月19・20日に理



事会、専務理事会などを招集して合意確認書を実行に移すことを決め、5月2日に傘下の自販連各支部に対し、行政書士会と話し合いをして正常な業務を行なうようにと指示している。

具体的にいうと、セールスマンは車庫証明を書かないこと、ユーザーが直接書くようにすすめる、ユーザーが書かないものは行政書士に依頼するという内容になっている。

日行連と自販連とは折衝を繰り返してきたが、自販連本部の折衝相手も変わって常任理事の担当となり、本腰を入れて取り組んできている。6月の総会終了後には、日行連と自販連本部との間で協議書を取り交わす手筈になっているので、本会でももう一度各自販連支部と会合し、打ち合わせをする。自販連の各支部では本部からの指示により、その準備も進めており、ユーザーの書かないものは全部行政書士に依頼されることになるものと思う。

万一、このことで違法な行為がある場合には、日行連と自販連本部との間で協議をし、正常な姿に戻すことを確約されている。

車庫証明問題については、私はもちろん、特別委員会の委員長、委員がたとも折衝にあたり、少しでも多くの仕事に来よう努力するので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、知事には未だお会いしていない。

本間代議員（札幌） 協議書の内容は配布してもらえますか。

葛西会長 日行連、自販連本部からそれぞれの傘下団体に通知することになっているので、協議書という名称になるかどうか分らないが配布できると思う。それから自動車登録の問題は、中古販では新車のような登録センターはつくらないので、中古車の登録は行政書士に頼むということで話合っている。中古販の折衝は8月頃に見通しがつくものと考えている。

日向寺副会長 早坂代議員のご発言の中に代理権とありましたが、行政書士は提出代行ということで代理権は与えられていない。（職印で修正することは許されない）

本間代議員（札幌） 車庫証明業務をディーラーなどがやっているのは違反だといっておきながら、それらと話し合うのは変則ではないか、違反事実を新聞などで大々的にPRしてはどうか。

次に、仕事がかかる見通しがついたことは大変結構ですが、受け入れ態勢を十分とるには全会員にやらせるか、それが出来ないなら若い行政書士に積極的に仕事をやらせることを考えてはどうか、委員長の考え方を伺いたい。

日向寺車庫証明対策特別委員会委員長 受け入れ態勢の充実については、今後委員会において十分協議する。

早坂代議員（札幌） 行政書士は法律上認められた資格者であるから、行政書士の作成した書類は真実であるとの認識のもとに警察の現地調査を省略するようにしてほしい。

葛西会長 私も同感で、現地調査が省略されると証明が早く出るので、ユーザーもディーラーも行政書士にとってもメリットがある。この問題は今後の課題として特別委員会とも協議を重ねたい。

安保支部長（函館） ディーラーの雇用書士が発生すると思うが、これをどう防止するか、自販連では自動車登録士法の立法化に猛運動をしていると聞かすが、これに対する反対運動の用意があるか。

雇用書士の排除は法改正をして名文化しなければ困難と思うが、本会の考え方をお聞きしたい。

次に本総会で感じたことを述べたいが、第一に、監事と執行部とのコミュニケーションがうまくいっていないように思う。第二に、このことは監事間でも同様に思う。特に監事に要望したいのは、3人の監事が一致協力し、わが会の発展と円滑な会務の運営のために積極的に指導にあたっていただきたい。

渡辺総務部長 雇用書士問題については、会長の説明にありましたように、自販連との話し合いの中で、絶対にさせないということですからご理解ください。

次に自動車登録士法の立法化阻止については、全力を挙げて反対してきたことはご承知のとおりであり、国会議員で結成されている行政書士を励ます会、議員連盟を通じていろいろお骨折りを願っているのご了承ください。

黒島副会長 雇用書士の問題は、総務部長から説明のとおりですが、車庫証明業務を完全にわれわれの手中に納めることを前提にしてのご意見と思うので、中央での折衝の過程をみながら、あわせて安保支部長のご発言の趣旨を理解し、かつての自動車登録問題の苦い経験を繰り返さないように執行部が一丸となって対応するので、私どもの決意のほどを述べ答弁とします。

三井代議員（旭川） 会報こそ各書士との連絡の緊密化を図る最大のものと思うので、現在の隔月発行を毎月発行する。諸会議の出席者、議事の内容、発言者とその内容を会報に掲載することによって会員が本会の動きを常に身近に把握できるようにし、同時に日行連の動向も掌握できるようにしてほしい。

橋本企画部長 現在会報の編集は企画部から3名と事務局が加わって相当な精力を注いでいる。これを毎月発行に改めるとすれば、専任職員をおかなければならないし、印刷費、通信費のこともあるので予算上毎月発行は不可能である。

次に諸会議の議事内容の詳細や日行連の動きも入れてほしいというご意見ですが、これは大変な作業であって、全国的にも諸会議の内容まで会報に掲載しているところはなく、せっかく苦勞して掲載したところで会員の実益にはならないと考える。

さらに、すべての会議記録を公表することになれば、会議運営上の弊害も出てくるように思える。日行連のことは日行連の会報で、本会は隔月発行で16ページ程度のもののご了承ください。

三井代議員（旭川） 了承。毎月発行が困難なら、諸会議のあらましを簡単に載せてほしい。作業が大変ならパートを頼むことも考えてほしい。

高谷代議員（函館） 道から補助金を受けることによって何らかの規制を受けることは当然と思うが、本会ではどのように対処するのか伺いたい。

日向寺副会長 現在、本会が道の補助金を受けている根拠は、行政書士法第15条第2項の規定によって行政書士会の重要な事務になっている会員の業務研修、これに力を注いでほしいことを期待し、業務研修を振興する意図で監督庁から補助金が出ているわけです。

先ほど、細木監事の報告の中にもあったように、行政書士会は補助金の有る無しにかかわらず、

業務研修を実施しなければならない法律上の責務があるので、補助金をいただくことは本会にとってメリットがあるだけでなく、本会の地位が評価されているものとして一つの誇りを感じている。この反面、補助金をもらわないとやっていけないのかという意見も一方にあるかと思いますが、いずれにしても補助金の将来はどうか不透明です。本年度は、道の財政事情により一律1割カットの線が出て30万円減の260万円になったが、業務研修は会としてどうしても続けなければならない事業になっているので、補助金をいただける内は遠慮なくいただいて、その代りにしっかりした事業をやっていく、この姿勢を崩したくないと考えています。

千頭代議員（札幌） 支部交付金の算定方法に大支部も小支部も同じ割合で算定され、公平を欠く点があるので考えてほしい。

本間代議員（札幌） 会費値上げは、引上げなければならない理由があれば、やむを得ないと思っている。ただ、支部交付金は不公平にならないように算定してほしい。

日向寺副会長 支部交付金の配分方法は、かつて監事勧告により地方交付税方式のように合理的な配分方法を採用するようにと指摘を受け、現在の算定方式に至っているが、その後数年を経たので見直しの時期に来ていると考えて、今年度検討することを計画に入れているので了承してほしい。

大滝代議員（札幌） 行政書士の業務内容を500万円ぐらい投入して、大々的に外部に向けて一般住民に宣伝してはどうか。

中川代議員（札幌） 札幌支部では、電話局と相談して電話帳の職業欄に行政書士の部を設けて掲載することになり、当支部はその見出し欄に広告することを計画している。各地方によって多少の差異はあると思うが、そうした場合に本会名を併記することが広報活動として効果的と思うが、どうだろうか。

橋本企画部長 前年度は10万円ちょっとで新聞広告を出しているが、これは前年度実施事業の反省の中で、1日だけの広告よりも大衆の出入りする公衆浴場、デパートなどにポスターを掲示した方が効果的であるということになった。本年度は、これとは別に会員の宣伝用チラシも新しいものを作りたいと考えて準備を進めている。

電話帳の広告は、前回の支部長会の議題になったので、各方面の資料を集めて検討しているところです。

大滝代議員（札幌） 新聞広告で大々的に業務の宣伝をする気がないかどうか会長に伺いたい。

黒島副会長 会長に代わって申し上げますが、宣伝広告に巨費を投入したとしても、すべての行政書士が等しく業務を処理できるかどうかという点にも考えをおき、今後慎重に検討したいと考えている。

大滝代議員（札幌） 今後、広報活動には予算を十分にとって、効果的な活動をするようにしてほしい。

佐藤業務研修部長 行政書士は、自ら道を成すという心構えで、行政書士それぞれが自らの努力によって開拓することが大切であるように思うので、私どもも大いに研究して皆さんの期待に沿うよ

う努力する。

三井代議員（旭川） 昨年の総会で、旭川支部が提案した会議費の節減は理事会、常任理事会、支部長会に限って節減のあとがみられるのでその努力を評価するが、本年度予算が一挙に160万円も増加している理由を知りたい。

また、第23回定時総会で旭川支部が提案し、会長答弁のあった会議回数の削減または合理化について説明を求めます。次に総じて他の会議の回数と会議費が目立っているが、効率化、合理化の具体策を説明してほしい。

日向寺副会長 理事会、常任理事会、支部長会を合わせ会議費が160万円増加したのは、国鉄運賃8.2パーセントアップ、支部長会は年4回のうち2回を1日半にしたこと。これは、せっかく集っても支部間の情報交換もできないということから、時間を十分とって自主的な打合せもできるように予算措置をした。さらに、理事会も従来の半日会議では意をつくせない面もあるので原則として1日の会議を見込んで算定した結果160万円の差になったもので、会議時間の延長、日数増加による昼食費、会場借上料、日当または宿泊料が増嵩することになるが、会議を有効に行なうためには若干の予算増はやむを得ないと考えます。

もっとも、前年度の予算は改選前の役員を基礎にして算定し、本年度予算は改選後の役員構成により積算しているので正確な比較は無理ですが、会議のもち方の改善で約73万円、構成メンバーの変化で約30万円、会議雑費の増加が14万円、合わせて163万円位になっている。

次に第23回総会時において旭川支部からの会議を減らせというご意見に対応しては、例えば常任理事会を午後1時から、翌日午前10時から理事会、午後は支部長会という開催方法で常任執行部の旅費3回分を1回に節減するというやり方で進めてきた。しかし、こうした方法には弊害も伴ない、例えば、各支部長が一堂に会しているのに、支部間の情報交換をする時間がない、理事会でも時間の制約があるので発言も乏しくなる。それに常任執行部と事務局については丸2日間の会議の準備や後の整理で疲労の度合いも濃く、特に常任執行部の中には遠方からこられる方は4日間もつぶれるので、土日に会議をする、事務局は代休をとることもできないといった状態になるわけです。

今後も、議題によっては半日会議も連続会議もやるようにしたいと思いますが、それにも限界があるので、ゆとりのある予算をくんだ次第です。

なお、その他の会議費も目につくということですが、昨年はいろいろの問題があって打ち合せ会議が多発したので、本年度予算はそのようなことがあっても対応できるように積算したわけですが、執行にあたっては節減を心がけるつもりですからご了解ください。

宮下支部長（網走） 280万円の貸付金はすでに返済されているので、予算を修正してはどうか。

日向寺副会長 ご趣旨はよく分りますが、ここで予算を修正しなくても執行には支障がないので、これはこのままにしてご承認願います。

芽を摘もう

見たり聞いたり

知ったなら

年計報告を

早く出してください!!

'84.9 第 144 号 昭和 59 年 1 月 25 日 発行

発行人 葛 西 義 雄  
編集人 橋 本 雄 一  
発行所 北海道行政書士会  
印刷所 谷川印刷株式会社  
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)  
タキモトビル 3 F  
電話 (011) 221-1221  
221-1222